

二宮町一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理編・生活排水処理編)



平成29年3月

二宮町

目 次

第1章 計画概要	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	1
(1) 根拠法令	2
(2) 関連計画	3
(3) ごみ処理の広域的取組みの推進	4
①神奈川県ごみ処理広域化計画(平成10年3月)	4
②湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査(平成17年3月)	4
③平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(平成24年3月)	4
④改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(平成27年3月)	4
1-3 計画目標年次	5
第2章 二宮町の概況等	6
2-1 二宮町の位置	6
2-2 気象の状況	7
2-3 人口の動向	8
2-4 産業の動向	9
(1) 産業別就業人口の推移	9
(2) 農業	10
(3) 工業	11
(4) 商業	12
2-5 土地利用状況	13
(1) 土地利用面積	13
(2) 市街地	13
2-6 総合計画等との関係	14
第3章 ごみ処理基本計画	15
3-1 ごみ処理の現状	15
(1) ごみ処理の沿革	15
(2) 分別収集区分	17
(3) ごみ処理体制	18
(4) 現有施設の状況	18
(5) ごみ処理の流れ	19
3-2 ごみ処理の現況	20
(1) ごみ発生量の実績及びその性状	20
①ごみ排出量の実績	20
②1人1日当たりのごみ排出量(原単位)の実績	23
③処理・処分形態	25

④ごみの性状	26
(2) ごみ処理体制	28
①収集・運搬体制	28
②ごみ処理手数料等	29
③家庭系ごみの処理体制	29
④事業系ごみの処理体制	29
(3) 処理経費の状況	30
(4) ごみ処理の施策の現状	31
①家庭系ごみ排出抑制の施策	31
②事業系ごみの排出抑制の施策	31
③資源化の推進の施策	31
④分別排出の徹底、資源化の促進等の施策	31
⑤最終処分量の削減の施策	31
⑥住民、事業者、行政との協働の施策	31
⑦ごみ処理経費の削減の施策	31
⑧中間処理の施策の施策	32
⑨その他の施策	32
(5) ごみ処理の評価	33
(6) 前計画における目標値の達成状況	34
(7) 課題抽出	35
①ごみの減量化の継続	35
②資源化の促進	35
③ごみ処理経費の削減の必要性	35
④ごみ処理手数料の改定	35
⑤ごみ分別収集区分変更の啓発	35
3-3 基本方針	36
3-4 ごみ処理基本計画	38
(1) ごみの発生・排出抑制の方策	38
(2) ごみの発生量及び処理量見込み	39
①行政区域内人口の予測	39
②ごみ排出量の予測	40
(3) ごみの発生・排出抑制等の目標値設定	42
①減量化の目標	43
②資源化の目標	43
③最終処分量の削減目標	43
(4) ごみ処理の施策	46
①家庭系ごみの排出抑制	46
②事業系ごみの排出抑制	46
③資源化の推進	46
④分別排出の徹底、資源化の促進等	46
⑤最終処分量の削減	47

⑥住民、事業者、行政との協働	47
⑦広域処理施設の整備促進	47
⑧ごみ処理経費の削減	48
(5) ごみの適正な処理に関する基本的事項	49
①収集・運搬計画	49
②中間処理計画（再生利用含む）	49
③最終処分計画	49
(6) ごみ処理施設の整備に関する事項	51
(7) その他の施策	52
①二宮町ごみ減量化推進協議会及び二宮町地域環境推進員との連携	52
②事業者との連携	52
③町が収集処理を行わない一般廃棄物への対応	52
④災害廃棄物対策	52
⑤不法投棄対策	52
⑥効率・効果的なごみ処理システムの検討	53
第4章 生活排水処理基本計画	54
4-1 生活排水処理の現状	54
(1) 生活排水処理の変遷	54
(2) 生活排水処理体制	54
(3) 生活排水処理の流れ	54
4-2 生活排水処理の現況	55
(1) 生活排水処理形態別人口の実績	55
(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	56
(3) 収集・運搬の状況	57
①収集処理形態	57
②処理手数料	57
③収集・運搬の現況	57
(4) 中間処理の現況	58
(5) し尿処理費の現況	60
(6) 計画策定にあたっての検討事項	61
①既存施設及び既存計画との整合性の検討（下水道エリアの見直しの検討）	61
②経済的要因の検討	61
③社会的要因の検討	61
④投資効果発現の迅速性の検討	62
⑤地域環境保全効果との検討	62
(7) 課題抽出	63
4-3 基本方針	64
4-4 生活排水処理基本計画	65
(1) 生活排水の処理主体	65
(2) 生活排水処理の人口及び処理量見込み	65

①生活排水処理形態別人口の予測	65
②し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測	66
(3)生活排水処理の目標	66
(4)将来における生活排水処理フロー	66
(5)し尿・浄化槽汚泥の処理計画	67
①収集・運搬計画	67
②中間処理計画	67
③最終処分計画	70
(6)し尿処理施設の改修計画(概要)	71
(7)その他	72
①住民に対する広報・啓発活動	72
②排水に関する事項	73
③地域に関する諸計画との関係	76

第1章 計画概要

1-1 計画の趣旨

「一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定により、二宮町における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものである。

本計画の改訂にあたっては、これまでの一般廃棄物処理事業の実体を把握し、今後の課題を整理することで、適正かつ合理的な一般廃棄物処理を円滑に推進し、町民の快適な生活環境づくりに寄与するものとする。

二宮町のごみ処理行政においては、平成14年9月に「循環型社会に向けた町のごみ処理について」を策定し、平成18年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定後、平成23年3月に「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」を、平成24年3月に「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」を改訂し、町内のごみ処理及び生活排水の基本的な方針を掲げ、各種施策を推進するとともに、平成27年3月に策定した1市2町による「改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（以下「1市2町広域化計画」という。）」に基づき、安定・安全・安心なごみ処理広域化を推進している。

1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理計画のうち、中・長期の計画的なごみ処理及び生活排水処理の推進を図るための基本方針を位置付けるものである。

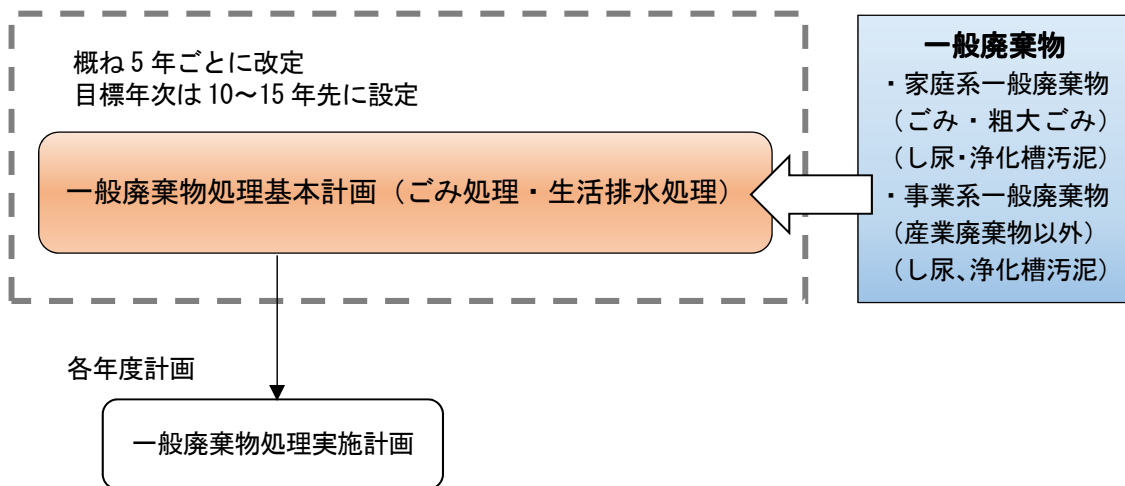


図1-2-1 一般廃棄物処理基本計画の構成

(1) 根拠法令

本計画は廃棄物処理法の規定により、二宮町における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものである。

廃棄物処理法においては、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。具体的には、家庭から排出される廃棄物（ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚泥）と、事業所等から排出される廃棄物のうち産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油等）を除いたものが該当する。

廃棄物処理法を含めた我が国の循環型社会の形成の推進のための施策体系を以下に示す。

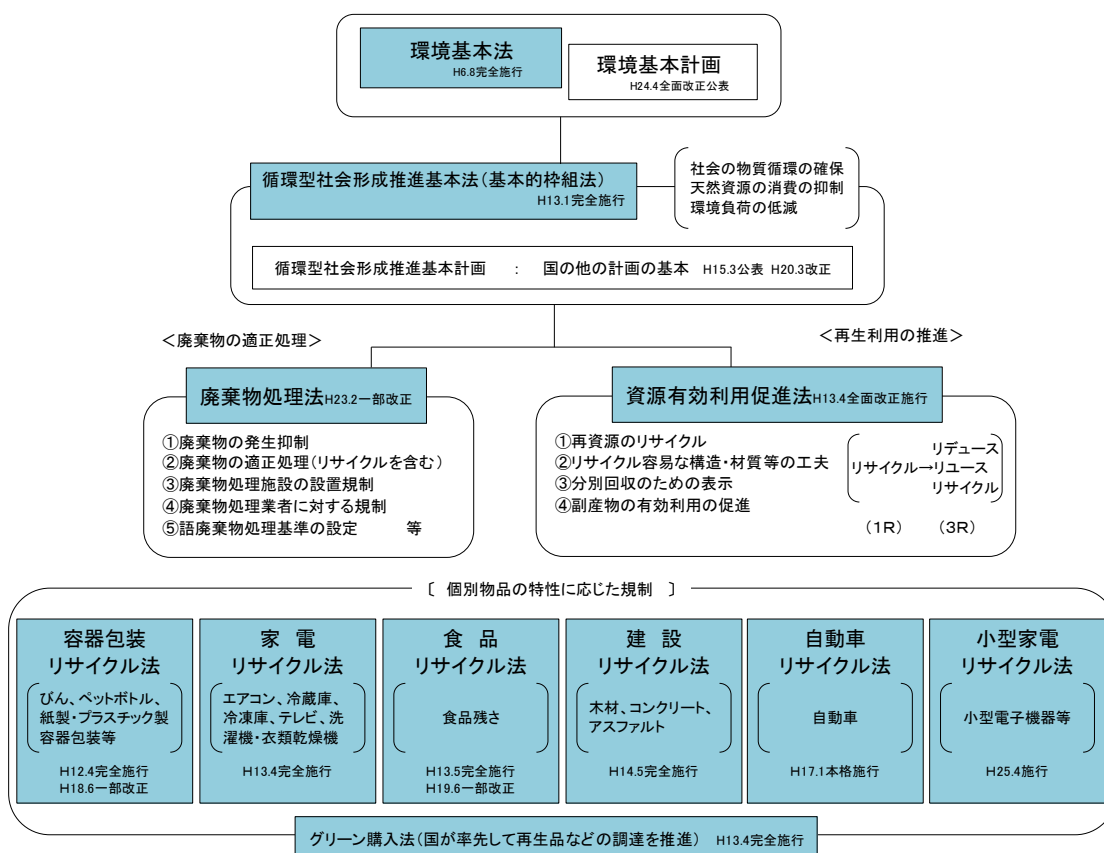


図 1-2-2 施策体系と根拠法令

この他、二宮町では、町、町民及び事業者が一体となって、廃棄物の減量化、資源化、適正処理及び地域の清潔の保持を推進することにより、資源循環型社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とした「二宮町廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」を制定している。

また、本計画の策定にあたっては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「ごみ処理基本計画策定指針(平成25年6月)」に基づいた内容としている。

(2) 関連計画

本計画は、一般廃棄物処理計画のうち、中・長期の計画的なごみ処理及び生活排水処理の推進を図るための基本方針を位置付けるもので、上位計画にあたる「町総合計画」及び「町環境基本計画」に位置付けられた各種施策を実現・具体化するための計画として位置付ける。

また、平塚市・大磯町・二宮町の「1市2町広域化計画」や「循環型社会形成推進地域計画（第二期計画）」等との整合を図る。

<上位計画>

- ・第5次二宮町総合計画・中期基本計画（平成28年3月）
- ・二宮町第2次環境基本計画・実施計画【中期】（平成28年4月）

<関連計画>

- ・神奈川県循環型社会づくり計画（平成27年3月）
- ・改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（平成27年3月）
- ・循環型社会形成推進地域計画（第二期）（平成27年3月）
- ・二宮町下水道アクションプラン（平成28年3月）
- ・酒匂川流域関連二宮公共下水道全体計画（平成25年3月）

<下位計画>

- ・一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）
- ・分別収集計画（5か年計画）

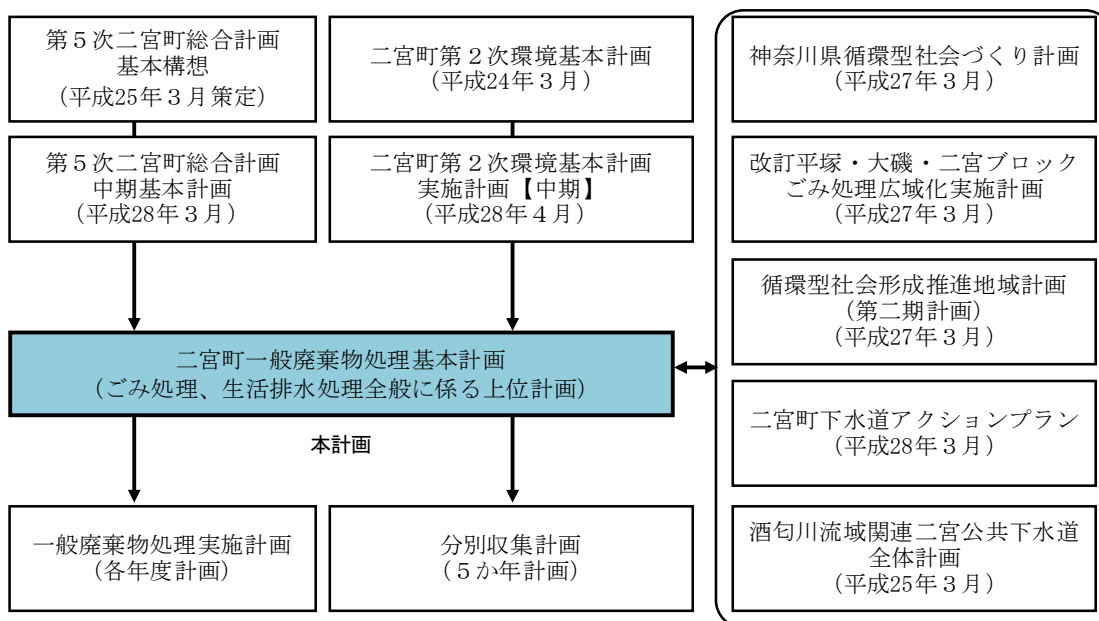


図 1-2-3 一般廃棄物処理基本計画の位置付けと関係性

(3) ごみ処理の広域的取組みの推進

①神奈川県ごみ処理広域化計画（平成10年3月）

ダイオキシン類の削減、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築やごみの適正処理による環境負荷の軽減、さらには各市町村における廃棄物処理施設の用地確保の困難性、ごみ処理経費の増加等、現状におけるごみ処理問題に対応するため、平成10年3月に神奈川県が策定した。

県内を9ブロックに分け、平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町の3市2町は、「湘南西ブロック」として位置付けた。県広域化計画の目標としては、それぞれのブロックにおいて平成19年度までにごみ処理広域化実施計画を策定することが掲げられた。

②湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査（平成17年3月）

湘南西ブロックにおいて平成19年度までにごみ処理広域化実施計画を策定するために、ごみ処理の様々な課題を抽出し、その解決方法を検討し、ごみ処理広域化の実現に向けての方向性を導くために行われた。その結果、湘南西ブロックにおける「広域化」は、収集に伴う経済面・環境面、緊急時のリスク面、利便性等の観点から、平塚・大磯・二宮ブロックと秦野・伊勢原ブロックの2ブロック体制で進めることとなった。

これを受けて、平塚市、大磯町、二宮町では、1市2町によるごみ処理広域化を実現すべく、平成18年2月22日に一般廃棄物処理に係る事務事業の効率化及び環境負荷の低減を図るため、相互に連携し、事務事業を広域的に推進していくことを目的に基本協定を締結した。しかしながら、具体的な検討を進める中で、二宮町は、平成18年9月に、1市2町のごみ処理広域化から脱退することを表明し、平成18年10月31日付けで基本協定が解除された。

③平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（平成24年3月）

平塚市及び大磯町とのごみ処理広域化ブロックへの復帰に向けた協議を重ね、平成22年3月30日に平塚市、大磯町、二宮町で「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する覚書」が締結され、同年4月1日「1市1町ごみ処理広域化推進会議」を解散し、新たに「1市2町ごみ処理広域化推進会議」を設置したことにより、改めて1市2町によるごみ処理の広域化の実現に向けて具体的な施策や方向性を検討し、「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定した。策定にあたっては町民等からご意見の募集を行い、ご意見等を踏まえた最終的な実施計画の策定を行った。

④改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（平成27年3月）

平成24年度より「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づく各種施策を推進したが、ブロックにおける広域処理システム並びに施設整備計画に変更が生じたことから、一部を見直し計画を改訂した。

1-3 計画目標年次

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、計画目標年次を平成38年度に設定する。本計画は、概ね5年ごとに見直すものとし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととする。

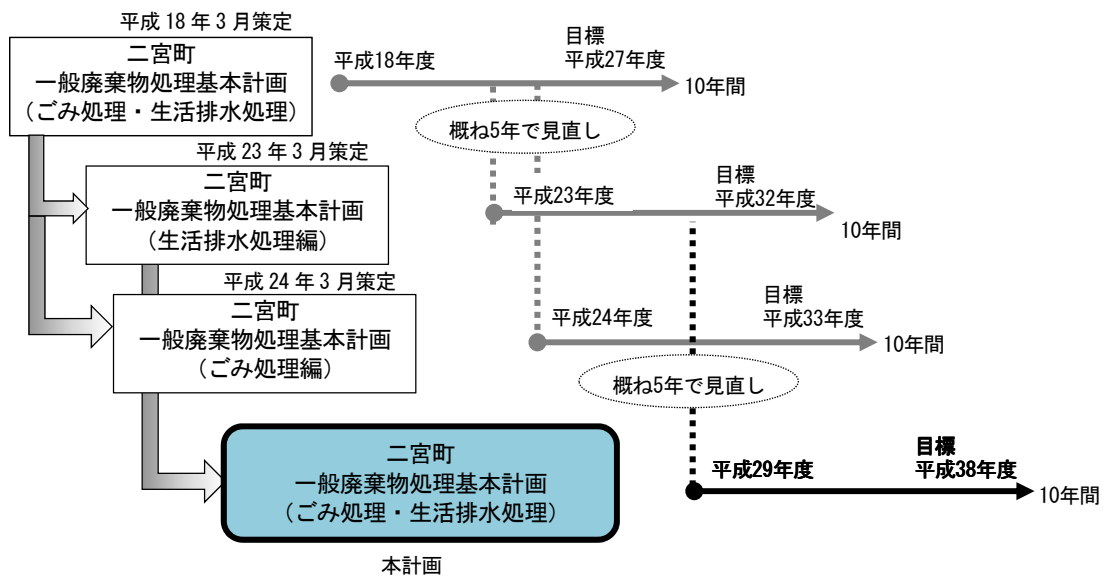


図 1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間

第2章 二宮町の概況等

2-1 二宮町の位置

本町は、神奈川県西南部に位置し、東京から約70kmにあつて、東は大磯町、北は丹沢連峰を背に中井町、西は中村川をはさんで小田原市と接し、南は三浦半島から真鶴岬まで弧を描く相模湾に面している。

町の形状は、概ね三角形になっており、南部が広く北へ進むにつれて狭くなり、地形は外周部を取り巻く山間部と海岸線から中央部に連なる平野にほぼ二分されている。

地質的には峯岸山、秋葉山塊、砂丘地域、一部堆積地域からなっており、中央部を葛川が流れ浅い浸食谷をつくっている。町域は東西3.3km、南北3.8kmからなり、総面積9.08km²である。

交通網は、海岸沿いに東海道本線、国道1号、西湘バイパス、北部には東海道新幹線、小田原厚木道路（国道271号）、南北には県道秦野二宮線（県道71号）が走り、各々町道に接している。

気候が温暖で首都圏に近いこともあつて、早くから都市近郊のベッドタウンとして発展をしている。

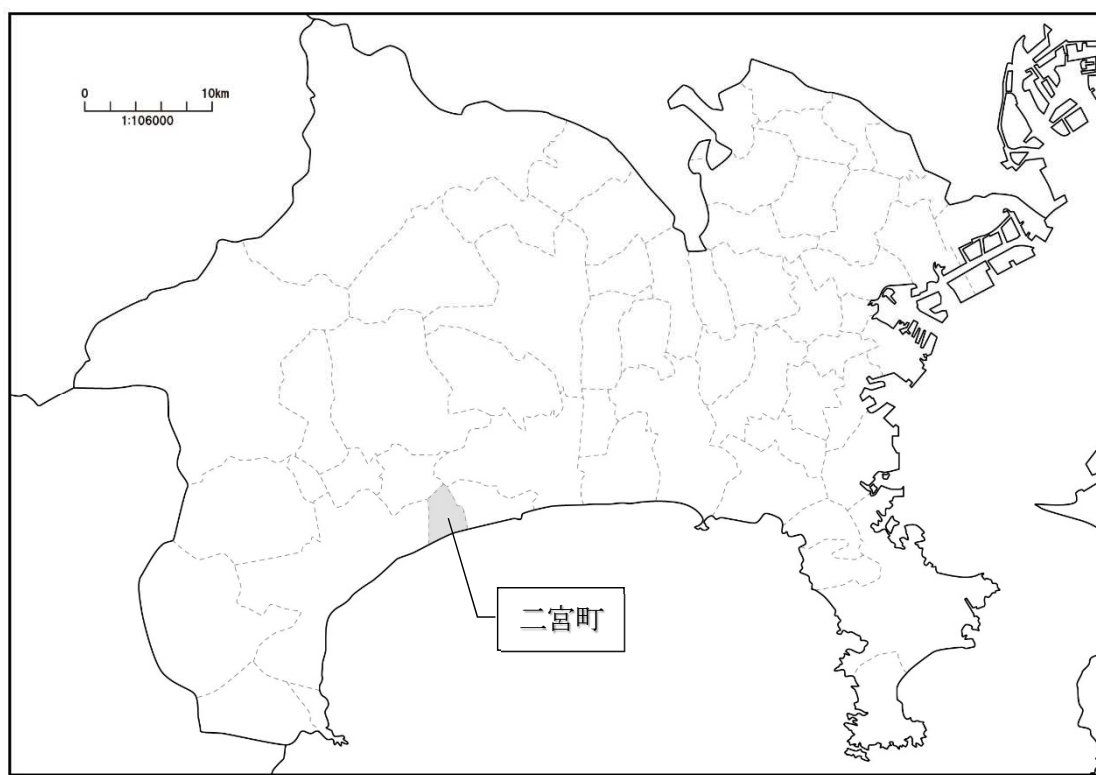


図2-1-1 本町の位置

2-2 気象の状況

本町は、温暖な気候であり降水量も比較的多い地域にある。過去 10 年間の平均気温は 17.2℃であり、年間降水量の平均は 1,675.8mm である。

表 2-2-1 年間気象の推移

年次	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降水量 (mm)	平均風速 (m)
平成 18 年	18.3	33.5	-4.0	1,500.0	2.2
平成 19 年	18.3	35.4	-4.0	1,462.0	2.2
平成 20 年	18.0	36.2	-5.2	1,878.5	2.2
平成 21 年	18.0	35.0	-3.6	1,560.5	2.1
平成 22 年	18.2	35.4	-3.3	2,079.5	2.3
平成 23 年	18.1	36.9	-4.9	1,562.5	2.3
平成 24 年	15.7	35.0	-5.9	1,814.5	1.5
平成 25 年	16.1	35.8	-3.5	1,569.5	1.5
平成 26 年	15.6	36.6	-3.3	1,476.5	1.5
平成 27 年	16.1	36.0	-5.4	1,854.0	1.4
平均	17.2	—	—	1,675.8	1.9

出典：消防署資料

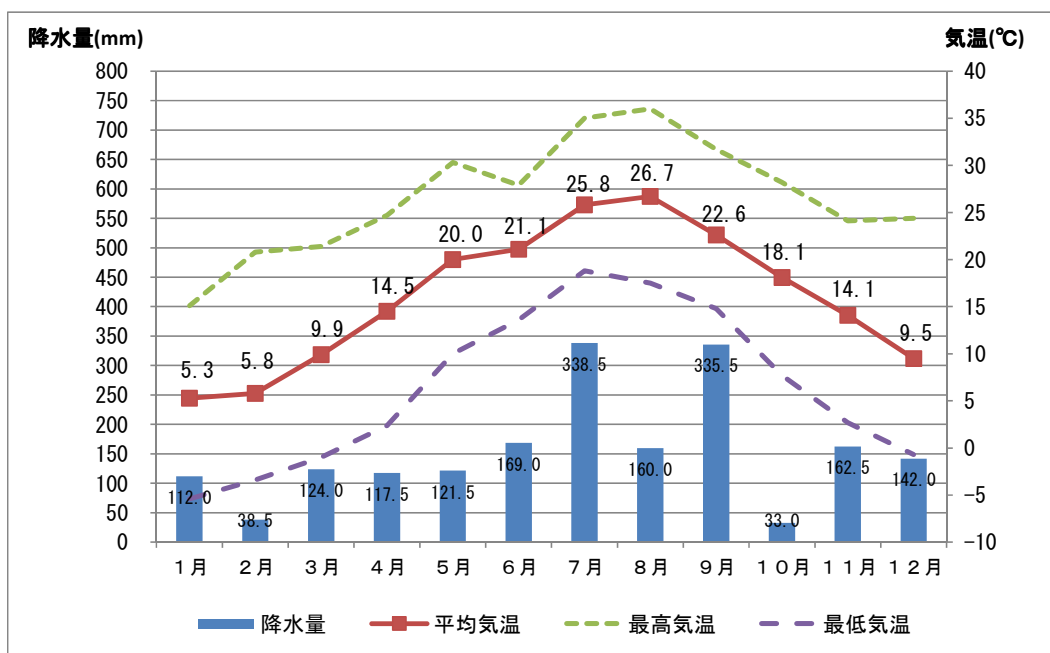


図 2-2-1 平成 27 年の気象観測結果

2-3 人口の動向

本町の人口は、平成18年から平成27年までの10年間で約5.2パーセント減少している。その反面で世帯数は約3.9パーセント増加しているため、世帯当たり人口は平成18年の2.70人から平成27年では2.47人に低下している。背景としては、単身世帯の増加や核家族化の進行等が考えられる。

表 2-3-1 人口・世帯数の推移

年次	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	世帯当たり人口 (人/世帯)
平成18年	11,086	29,971	14,529	15,442	2.70
平成19年	11,143	29,715	14,416	15,299	2.67
平成20年	11,192	29,585	14,345	15,240	2.64
平成21年	11,361	29,643	14,353	15,290	2.61
平成22年	11,338	29,522	14,333	15,189	2.60
平成23年	11,413	29,382	14,259	15,123	2.57
平成24年	11,486	29,305	14,224	15,081	2.55
平成25年	11,506	29,036	14,079	14,957	2.52
平成26年	11,507	28,767	13,907	14,860	2.50
平成27年	11,534	28,486	13,753	14,751	2.47

出典：平成17年、平成22年のみ総務省「国勢調査結果」他年次：「神奈川県人口統計調査」

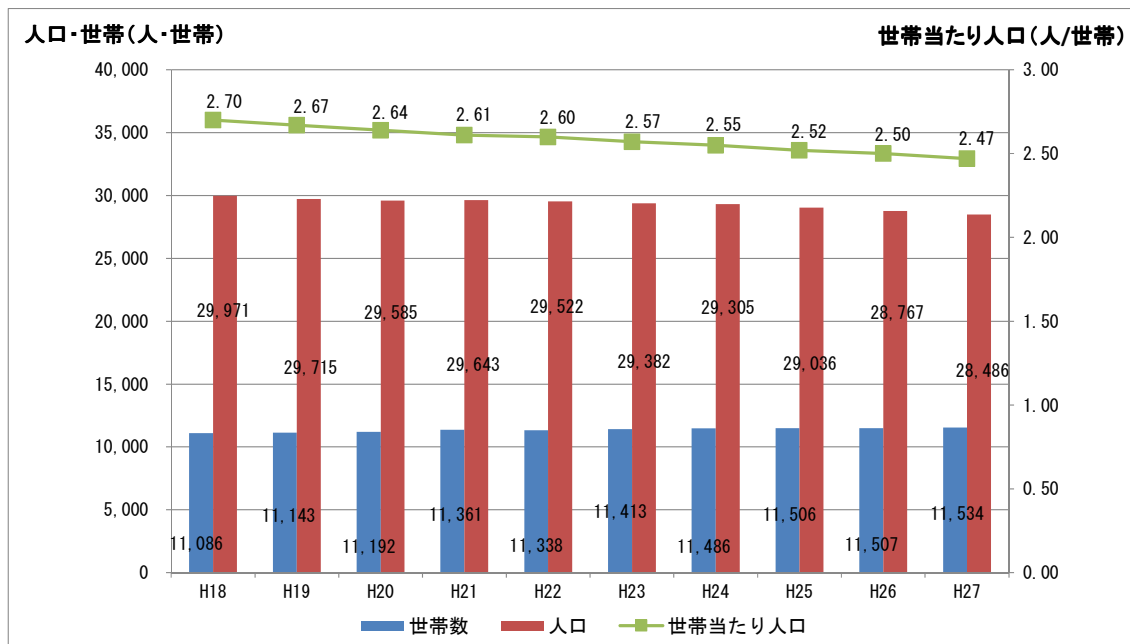


図 2-3-1 人口・世帯数の推移

2-4 産業の動向

(1) 産業別就業人口の推移

本町では、近年毎二次産業就業者が目立って減少しており、それに対して第三次産業就業者の割合が高くなってきている。

表 2-4-1 産業別就業者の推移※1

年次	第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)	総数※2 (人)
昭和 60 年	364	4,804	7,739	12,922
平成 2 年	317	4,832	8,788	13,980
平成 7 年	324	4,851	9,865	15,117
平成 12 年	247	4,096	10,439	14,870
平成 17 年	264	3,312	10,321	14,103
平成 22 年	216	2,996	9,753	13,275

※1 平成 27 年国勢調査の「就業状態等集計結果」の総務省統計局からの公表が平成 29 年 4 月予定のため平成 22 年までのデータとなっています。

※2 総数には分類不能の産業を含む。

出典：総務省「国勢調査結果」

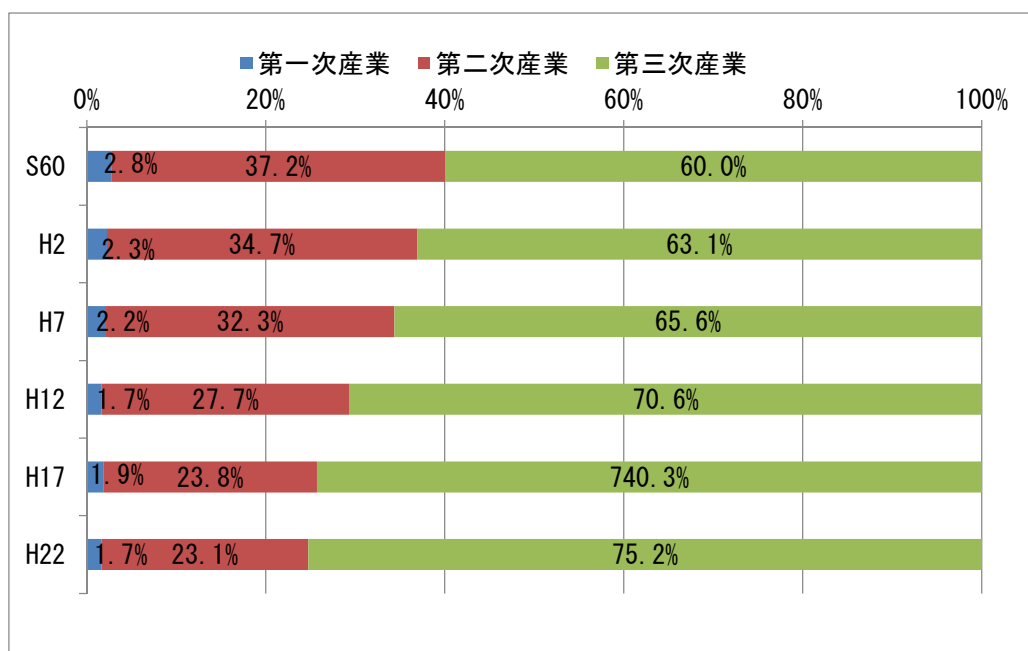


図 2-4-1 産業別就業者数の推移

(2) 農 業

本町の農業特産品としては、「湘南みかん」をはじめとするかんきつ類、落花生、しいたけ等があげられる。平成18年の農業産出額をみると、耕種農業によるものうちほとんどが野菜・果実によるものであることがわかる。

表 2-4-2 農業産出額の内訳(主要なもの)

農業産出額 合計	42 千万円
耕種農業 計	26 千万円
いも類	1 千万円
野菜	8 千万円
果実	17 千万円
畜産農業 計	16 千万円

出典:農林水産省「平成18年生産農業所得統計」

営農環境をみると、総農家数・就業人口・耕地面積は年々減少していることがわかる。特に、経営耕地面積は減少が著しく平成2年から平成27年の間でほぼ半減している。

表 2-4-3 農業の動向

年次	総農家数 (戸)	就業人口 (人)	経営耕地面積 (a)
平成2年	219	316	11,124
平成7年	201	192	10,107
平成12年	194	255	7,553
平成17年	190	210	6,314
平成22年	190	236	5,609
平成27年	177	136	5,900

出典:農林水産省「農林業センサス」「世界農林業センサス」

(3) 工業

本町における工業の事業所数（従業者4人以上）は、平成21年以降年々減少しており、平成26年では29箇所となっている。なお、従業者数と製造品出荷額は、平成26年度に大幅に減少しており、従業者数では365人、製造品出荷額では422千万円となっている。

表 2-4-4 工業の動向

年次	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (千万円)
平成18年	37	465	561
平成19年	37	450	572
平成20年	37	411	520
平成21年	37	421	464
平成22年	36	410	428
平成24年	33	421	488
平成25年	29	402	516
平成26年	29	365	422

出典：経済産業省「工業統計調査」

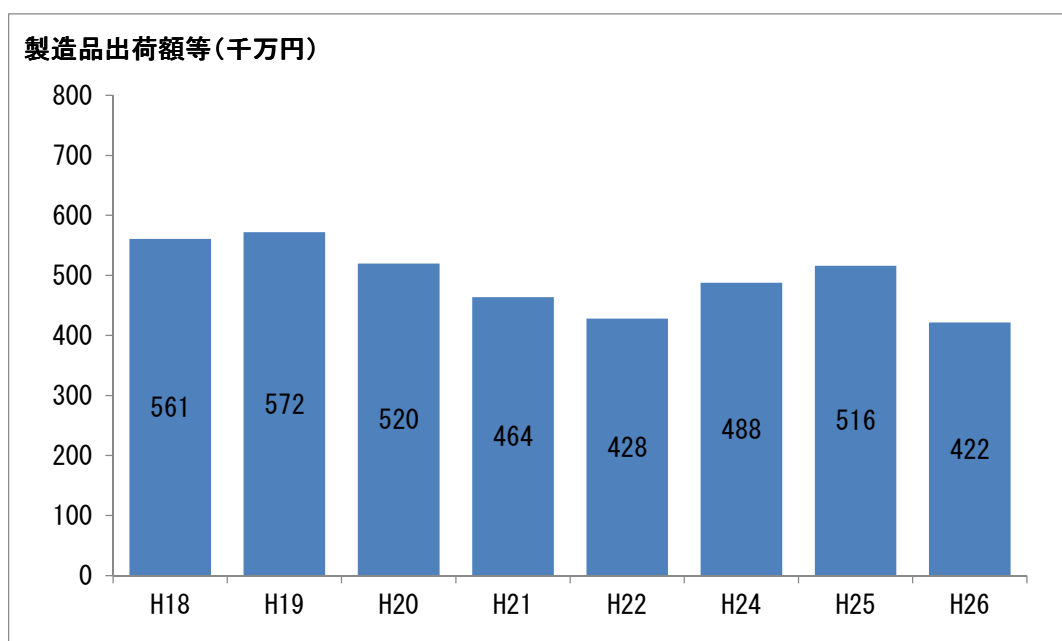


図 2-4-2 製造品出荷額の推移

(4) 商業

過去5回（平成9年～平成19年の間）の商業統計調査及び2回（平成24年と平成26年）の経済センサスによると、本町の事業所数、従業者数、年間販売額（卸売業・小売業含む）ともに減少している。

本町の商業は、JR二宮駅周辺や県道秦野二宮線を中心に商店立地がみられるが、他の地域には小規模店が点在している程度で、店舗の減少も進みつつある。

一方、海の恵を受けての「朝市」が人気スポットとして定着しており、その他景観、史跡等の観光資源の活用に加え、観光拠点の形成を図っている。

表 2-4-5 商業の動向

年次	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (千万円)
平成9年	332	1,922	2,985
平成11年	327	1,925	2,796
平成14年	310	1,885	2,442
平成16年	302	1,756	2,142
平成19年	276	1,728	2,242
平成24年	249	1,535	1,976
平成26年	236	1,519	1,992

出典：平成9年～平成19年 経済産業省「商業統計調査」

平成24年～平成26年 総務省「経済センサス」

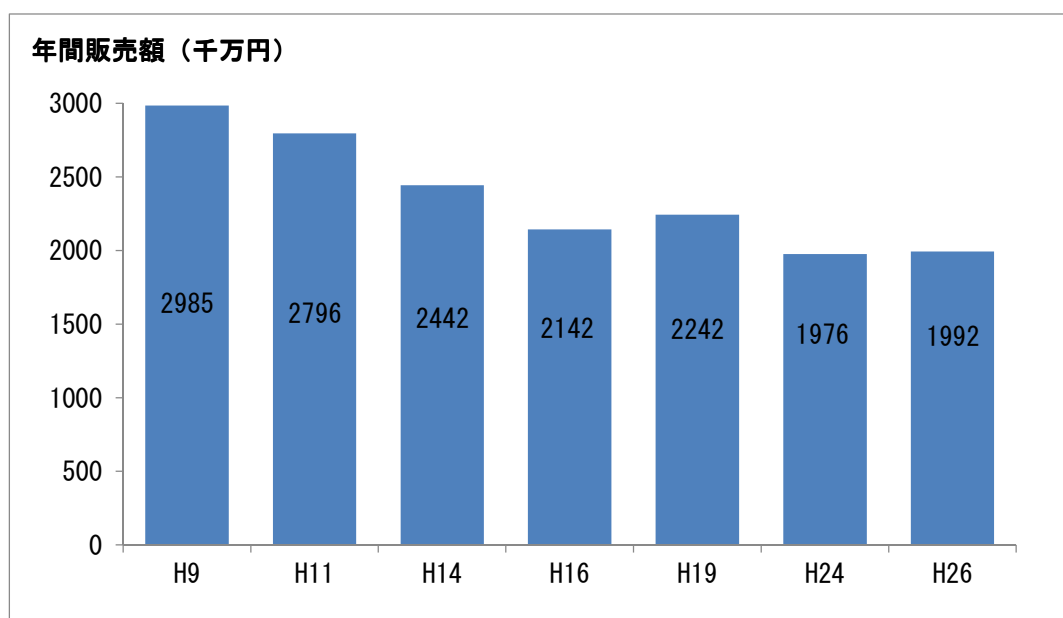


図 2-4-3 年間販売額の推移

2-5 土地利用状況

(1) 土地利用面積

本町は 9.08 km²の面積を有し、平成 27 年の構成では約 30 パーセントを宅地が占めている。田・畑は約 21 パーセント、山林が約 17 パーセントを占めている。この構成比は、近年大きな変化はみられない。

表 2-5-1 土地利用面積

(単位:km²)

年次	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成 19 年	9.08	0.15	1.78	2.79	1.52	0.96	1.88
平成 20 年	9.08	0.14	1.78	2.81	1.51	0.96	1.88
平成 21 年	9.08	0.14	1.76	2.81	1.56	0.93	1.88
平成 22 年	9.08	0.14	1.76	2.82	1.56	0.93	1.87
平成 23 年	9.08	0.14	1.76	2.82	1.56	0.94	1.86
平成 24 年	9.08	0.14	1.75	2.84	1.55	0.93	1.87
平成 25 年	9.08	0.14	1.75	2.84	1.55	0.94	1.86
平成 26 年	9.08	0.14	1.74	2.85	1.55	0.94	1.86
平成 27 年	9.08	0.14	1.73	2.85	1.54	0.99	1.83
構成比	100.0%	1.5%	19.1%	31.4%	17.0%	10.9%	20.2%

出典：税務課「土地概要調書」

(2) 市街地

本町では行政区域全域が都市計画区域であり、区域の用途地域指定状況は約半分ずつを市街化区域・市街化調整区域が占めている。

表 2-5-2 用途別土地利用面積

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域	434	47.8
市街化調整区域	474	52.2
合計	908	100.0

表 2-5-3 用途別土地利用面積

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
第 1 種低層住居専用地域	134.6	31.0
第 1 種中高層住居専用地域	110.0	25.3
第 2 種中高層住居専用地域	1.5	0.3
第 1 種住居地域	152.0	35.0
第 2 種住居地域	3.5	0.8
近隣商業地域	24.0	5.5
準工業地域	2.4	0.6
工業専用地域	6.1	1.4
合計	434.1	100.0

出典：都市整備課(平成 27 年 4 月 1 日現在)

2-6 総合計画等との関係

「第5次二宮町総合計画基本構想（平成25年3月）」に位置付けられた将来計画を以下に示す。

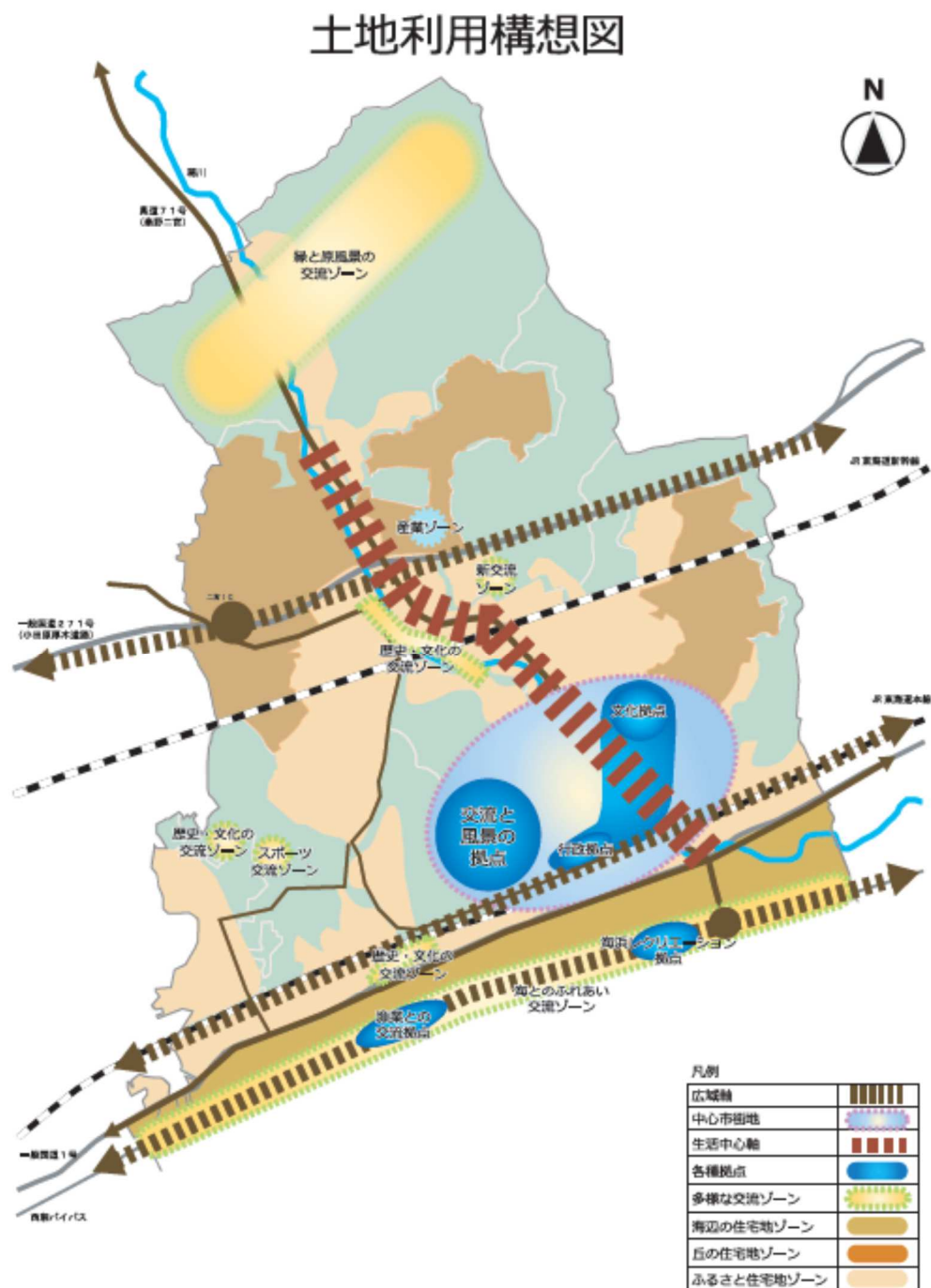


図 2-6-1 二宮町の土地利用構想

第3章 ごみ処理基本計画

3-1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

本町におけるごみ処理行政に関する主な取組みの経緯を以下に示す。

表 3-1-1 ごみ処理行政に関する主な取組みの経緯

昭和 63 年 4 月	生ごみ堆肥化容器のモニター制度の導入
平成 3 年 7 月	二宮町リサイクル対策協議会の設置(平成 19 年 4 月廃止)
平成 3 年 9 月	廃食用油リサイクルの実施
平成 5 年 12 月	「二宮町廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」の制定
平成 6 年 4 月	分別収集の開始 【可燃性資源ごみ】古紙布類(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、布類) 【不燃性資源ごみ】金属類、空き缶、無色透明ビン、茶ビン
平成 6 年 7 月	地域環境指導員の設置(平成 11 年 3 月廃止)
平成 8 年 2 月	リサイクル情報板の設置
平成 8 年 7 月	樹脂類の分別収集(ペットボトル、トレー、発砲スチロール、その他樹脂)
平成 9 年 2 月	指定ごみ袋制の導入
平成 9 年 4 月	生ごみ堆肥化容器補助金制度の導入
平成 10 年 10 月	資源ごみ回収 BOX の設置(町内拠点回収)
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法の施行(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機) 平成 16 年 4 月に電気冷凍庫追加 平成 21 年 4 月に液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機追加
平成 13 年 10 月	指定ごみ袋について、処理費の一部を徴収し、販売収入はじん芥焼却場整備基金に積立て
平成 15 年 5 月	生ごみ堆肥化容器補助金制度の補助率等を変更
平成 16 年 2 月	ごみ収集方法等の変更(毎日出るごみの収集回数:週 3 回→2 回)
平成 18 年 2 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定 締結(ごみ処理広域化)
平成 18 年 9 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定 解除(ごみ処理広域化)
平成 18 年 11 月	大型生ごみ処理機の設置第 1 号(集合住宅へ)
平成 19 年 4 月	ビン・ガラス類を空きビンとガラス類(その他)に分別変更 9 分類 21 品目に分別
平成 19 年 8 月	二宮町ごみ減量化推進協議会の設置
平成 19 年 9 月	ごみ減量化『緊急宣言』目標「可燃ごみ 50%削減」
平成 20 年 4 月	剪定枝の資源化(堆肥化処理)開始
平成 20 年 5 月	二宮町地域環境推進員の設置
平成 20 年 7 月～9 月	「可燃ごみの削減」地域説明会の開催
平成 20 年 10 月	持込処理手数料の改定(家庭系ごみ 55 円/10kg、事業系ごみ 250 円/10kg)
平成 21 年 6 月	剪定枝月 2 回収集を 4 回に変更、草・落ち葉も資源対象に拡大する(9 分類 22 品目)
平成 21 年 10 月	事業系指定ごみ袋の導入(20 枚入り:20L800 円、45L1,800 円)
平成 21 年 11 月	生分解性水切りネット(30 枚入り)を全世帯へ配布
平成 22 年 3 月	生分解性水切りネット(30 枚入り)を全世帯へ配布
平成 22 年 3 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する覚書締結(ごみ処理広域化)
平成 22 年 8 月～2 月	指定ごみ袋 1 パックにつき水切りネット 1 袋(10 枚入り)を無料配布開始
平成 23 年 6 月～11 月	指定ごみ袋 1 パックにつき水切りネット 1 袋(10 枚入り)を無料配布開始
平成 24 年 3 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定締結(ごみ処理広域化・復帰) 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を策定
平成 24 年 10 月	廃食用油の分別収集開始
平成 25 年 2 月	ごみ焼却施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結(平塚市)
平成 25 年 6 月～9 月	「水分ひとしぼり・ごみ減量化」地域説明会の開催
平成 25 年 10 月	平塚市環境事業センター(315t/日)運営開始
平成 25 年 2 月	剪定枝資源化施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結(平塚市)

	剪定枝資源化施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結（大磯町）
平成 26 年 6 月～9 月	第 1 回「ごみの分別・収集日が変わる」地域説明会の開催
平成 27 年 1 月～3 月	第 2 回「ごみの分別・収集日が変わる」地域説明会の開催
平成 27 年 3 月	改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を策定
平成 27 年 4 月	平塚市、大磯町とのごみ処理広域化により分別収集区分を変更（15 区分）
	資源物の処理に関する事務の事務委託に関する協定書締結（平塚市）
	平塚市リサイクルプラザへの搬入開始【ビン、空き缶類】
	不燃ごみ及び粗大ごみの処理に関する事務の事務委託に関する協定書締結（平塚市）
	平塚市粗大ごみ破碎処理場への搬入開始【破碎ごみ】
	戸別収集を開始
平成 27 年 10 月	二宮町ウッドチップセンター（12t/日）運営開始
	二宮町ウッドチップセンターへの搬入開始【剪定枝】
平成 28 年 2 月	リサイクルセンターの整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結（大磯町）
平成 28 年 4 月	平塚市環境事業センターへの搬入開始【可燃ごみ、寝具類】

(2) 分別収集区分

本町におけるごみ分別収集区分について以下に示す。

平塚市、大磯町とのごみ処理広域化により平成27年4月から変更している。

表 3-1-2 ごみ分別収集区分

区 分	種 類	収集頻度	
可燃ごみ	生ごみ、草、落ち葉、履物、紙おむつ、ゴム・皮革製品、使い切りカイロ、プラマークのないやわらかいプラスチック製品、ビデオ・カセットテープ、30cm以下のサイズのぬいぐるみ・クッションなど	週2回	
廃食用油	食物油（サラダ油、オリーブ油、ごま油、菜種油、紅花油など）	週2回	
剪定枝	庭木を自分で剪定した際に出る、長さ80cm、太さ10cm以下の枝	週1回	
容器包装プラスチック	プラマークのあるもので汚れていないもの  トレー・パック・カップ類、シャンプー容器、袋・フィルム類、発泡スチロール箱、ペットボトルのキャップとラベルなど	週1回	
ペットボトル	PETマークのあるボトル  清涼飲料・しょう油・酒類・みりんなどが入っていたペットボトル	月2回	
古紙類	新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・雑紙	新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・雑紙、シュレッダーくず	月2回
	段ボール、紙パック	段ボール、飲料用紙パック（内側が白いもの）	月2回
布類	布類（古着、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど）	月2回	
ビン	飲料・調味料・薬・化粧品のビン	月2回	
空き缶類	飲料缶、缶詰の缶、スプレー缶、カセットコンロのボンベ	月2回	
破碎ごみ	プラマークのない硬いプラスチック製品（おもちゃ、バケツ、CDなど） 一人で持ち運ぶことができる家具（1m以下のタンス、本棚、机、椅子など） いろいろな素材の混合物（傘、かばん、ギター、スーツケース、メガネなど） 割れたビン、耐熱性ガラスビン、ブラインド、すだれ・よしず、ガラス・陶器製品など	月2回	
金属	やかん、鍋、お菓子の缶、物干し竿、ビン・缶のふた、包丁、針金ハンガー、スプーン、フォーク、自転車など	月1回	
寝具類	ふとん、ござ、カーペット、座布団、30cmより大きなぬいぐるみ、クッションなど、スプリングの無いベッドマット・マットレス、電気カーペット、電気毛布など	月1回	
家電類	電子レンジ、プリンター、カメラ、扇風機、電気ストーブ、ファンヒーター、電気ポット、コードリール、電卓、パソコンのキーボード・マウスなど	月1回	
有害ごみ	電池、水銀体温計・温度計、ライター	月1回	
蛍光管類	蛍光管、電球	月1回	

(3) ごみ処理体制

ごみの処理主体は本町であるが、収集・運搬の一部を収集・運搬業者に委託し、また、施設の運営・管理の一部を民間業者に委託している。

表 3-1-3 ごみ処理体制

区分	施設	処理主体	運営・管理
収集・運搬	—	町	民間委託
中間処理	ごみ積替施設	町	直営・民間委託
	し尿処理施設	町	直営・民間委託
	剪定枝資源化施設	町	民間委託
最終処分	一般廃棄物最終処分場	町	直営

(4) 現有施設の状況

◎焼却施設 (平成 19 年 10 月全炉廃止)

◎し尿処理施設

施設名称：二宮町環境衛生センター桜美園し尿処理場

所在地：二宮町中里 207-1

処理能力：50 キロリットル／日

(内訳 生し尿 40 キロリットル／日、浄化槽汚泥 10 キロリットル／日)

処理方式：好気性消化＋活性汚泥法＋高度処理

建築面積：1,553 平方メートル (処理棟、管理室含む)

◎最終処分場 (平成 19 年 4 月以降 埋立実績無し)

施設名称：二宮町環境衛生センター桜美園一般廃棄物最終処分場

所在地：二宮町中里 207-1

埋立物：焼却灰、不燃ごみ

全体容量：15,800 平方メートル

◎ごみ積替施設

施設名称：二宮町ごみ積替施設

所在地：二宮町二宮 1670-1

積替能力等：7 トン／時 (段差ホッパー式)

建築面積：686.51 平方メートル (2階建て)

◎剪定枝資源化施設

施設名称：二宮町ウッドチップセンター

所在地：二宮町緑が丘 1-12-2

処理方式：破碎処理 (チップ化)

処理能力：12 トン／日

敷地面積：3,239.86 平方メートル

(5) ごみ処理の流れ

可燃ごみ、寝具類（可燃性粗大ごみ）は平塚市環境事業センターに搬入して焼却処理し、中間処理後の炉下金属や焼却灰は再利用している。なお、可燃ごみについては二宮町ごみ積替施設を経由して運搬している。

資源物のうち、廃食用油、古紙類、布類、金属、家電類は、直接資源化業者に渡し再利用している。

剪定枝は二宮町ウッドチップセンターに搬入して破碎処理し、中間処理後の木質チップ等は発電燃料や堆肥原料として再利用している。また、容器包装プラスチック、ペットボトルは民間業者に、ビン、空き缶類は平塚市リサイクルプラザに搬入して選別・圧縮処理し再利用している。なお、剪定枝、容器包装プラスチック、ペットボトル、ビン、空き缶類を中間処理した際に生じた残渣は、焼却・破碎により再度処理している。

破碎ごみは平塚市粗大ごみ破碎処理場に搬入して破碎処理し、中間処理後の金属は再利用されている。なお、中間処理した際に生じた残渣のうち、焼却残渣は平塚市環境事業センターで焼却処理し、不燃残渣は平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

有害ごみ、蛍光管類は、民間業者に適正処理を委託している。

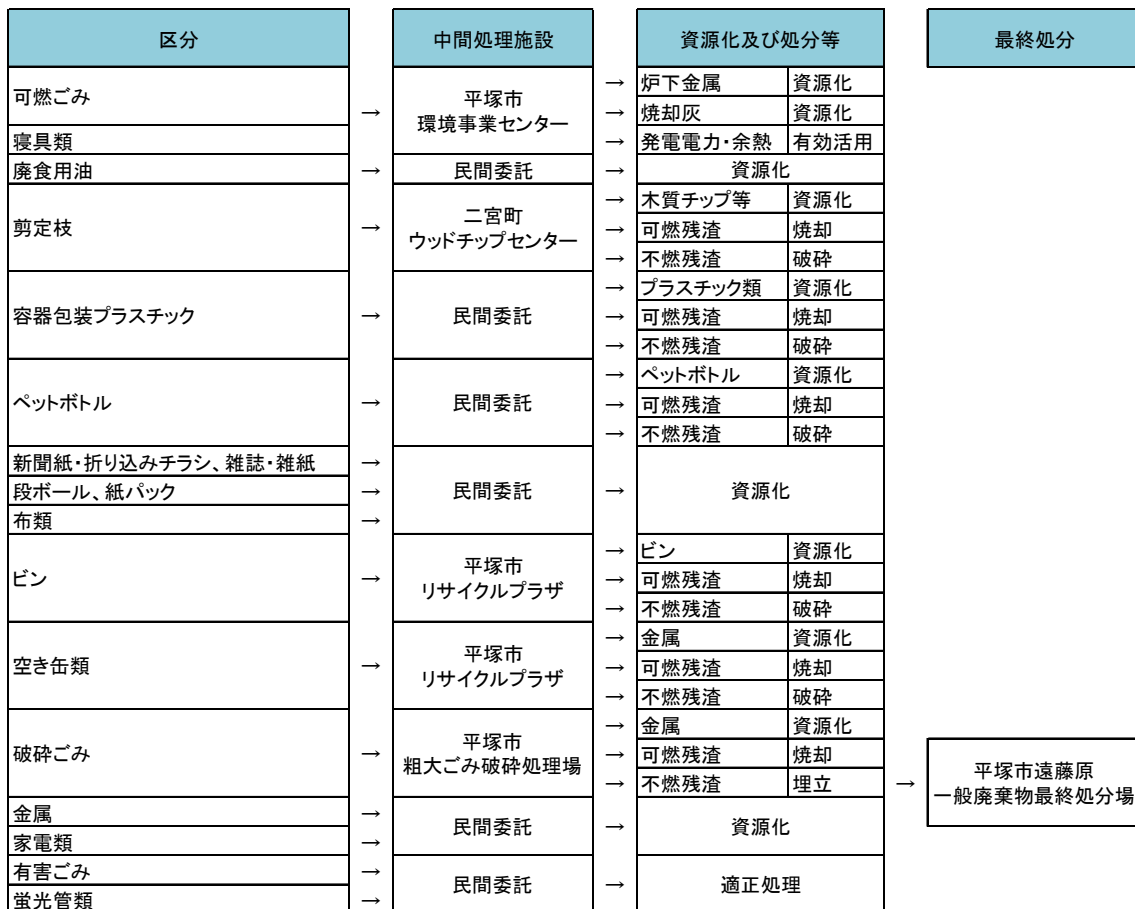


図 3-1-1 二宮町のごみ処理の流れ

3-2 ごみ処理の現況

(1) ごみ発生量の実績及びその性状

①ごみ排出量の実績

ア. 総排出量の実績

総排出量は、平成21年度以降、減少傾向にあったが、平成27年度は分別収集区分の変更等による影響で増加している。

各ごみ区分間での量の増減は、分別収集区分の変更に起因するものであり、可燃ごみでは草葉や軟質系プラスチックの移行による増加、不燃ごみでは硬質系プラスチックの移行による増加が見られるが、ごみ処理広域化に伴う処理可能品目の拡大や、戸別収集の開始も総排出量が増加に転じた要因となっている。

また、同様に資源ごみにおいても分別収集区分の変更による影響で、剪定枝並びに容器包装プラスチックの量が減少している。

表 3-2-1 ごみ排出量の実績（総排出量）

ごみ区分	単位:t/年					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	5,154	5,199	5,135	5,033	5,037	5,392
不燃ごみ	73	81	78	72	71	524
資源ごみ	3,494	3,476	3,428	3,268	3,159	2,786
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	332	368	416	399	415	99
その他のごみ(有害ごみ)	14	15	14	14	13	8
合計	9,067	9,139	9,071	8,786	8,695	8,809

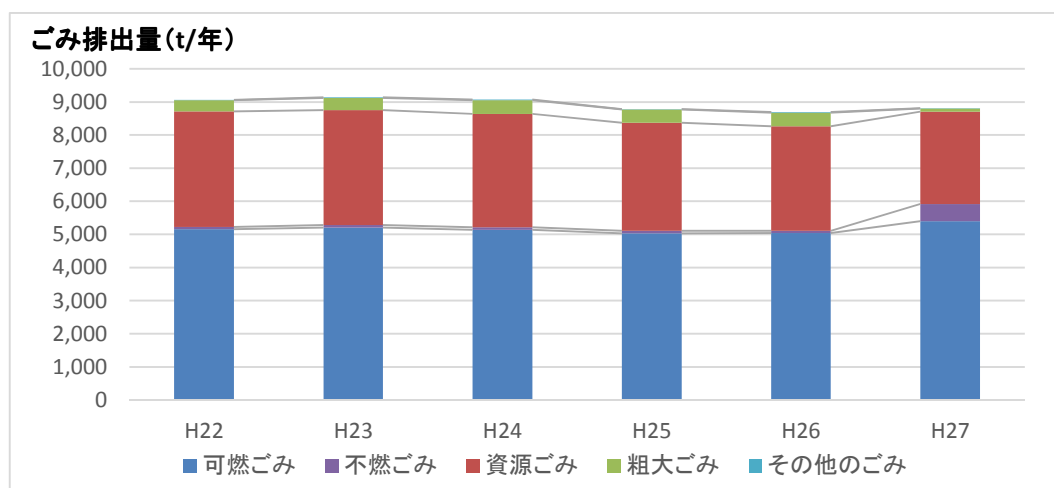


図 3-2-1 ごみ排出量の推移（総排出量）

イ. 家庭系ごみ排出量の実績

家庭系ごみ排出量は本町で発生するごみのうち、90パーセント以上を占めている。総排出量と同様、平成21年度以降、減少傾向にあったが、平成27年度は分別収集区分の変更等による影響で増加している。

表 3-2-2 ごみ排出量の実績（家庭系ごみ排出量）

ごみ区分	単位:t/年					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	4,602	4,642	4,527	4,404	4,394	4,704
不燃ごみ	73	81	78	72	71	518
資源ごみ	3,468	3,445	3,398	3,248	3,146	2,739
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	325	356	397	388	394	99
その他のごみ(有害ごみ)	14	15	14	14	13	8
合計	8,482	8,539	8,414	8,126	8,018	8,068

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、平成27年度は二宮町調べによる

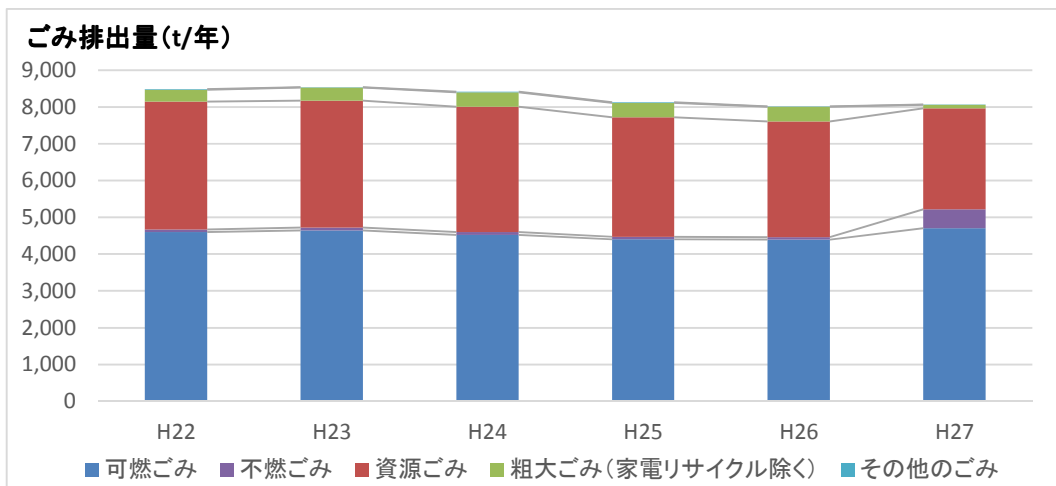


図 3-2-2 ごみ排出量の推移（家庭系ごみ排出量）

ウ. 事業系ごみ排出量の実績

事業系ごみ排出量は景気の動向に左右されることがあるが、年々増加傾向にある。
事業系ごみの大部分は可燃ごみである。

表 3-2-3 ごみ排出量の実績（事業系ごみ排出量）

単位:t/年

ごみ区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	552	557	608	629	643	688
不燃ごみ	0	0	0	0	0	6
資源ごみ	26	31	30	20	13	47
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	7	12	19	11	21	0
その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0
合計	585	600	657	660	677	741

出典: 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、平成27年度は二宮町調べによる

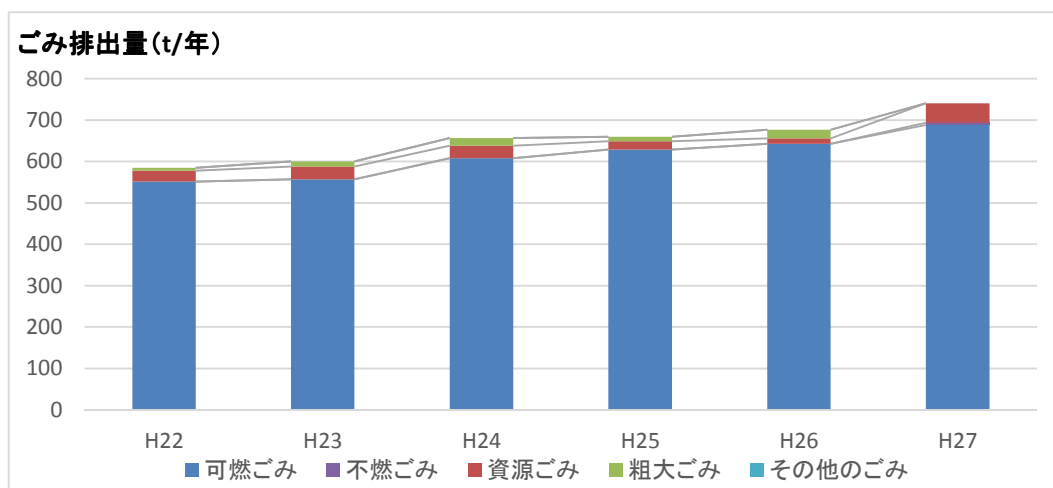


図 3-2-3 ごみ排出量の推移（事業系ごみ排出量）

② 1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の実績

原単位とは、年間排出量を年間日数で除した日当たり排出量を、さらにその年度の人口で除した数値であり、1人が1日あたりに排出する量を表す。

ア. 1人1日当たりのごみ排出量（総排出量）

1人1日当たりのごみ排出量は、平成23年度以降、減少傾向にあったが、平成27年度は分別収集区分の変更等による影響で増加している。

表3-2-4 1人1日当たりのごみ排出量の実績（総排出量）

ごみ区分	単位:g/人・日					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	478.3	483.5	479.9	474.9	479.7	517.2
不燃ごみ	6.8	7.5	7.3	6.8	6.8	50.3
資源ごみ	324.3	323.4	320.6	308.5	301.5	267.2
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	30.8	34.2	38.9	37.6	39.5	9.5
その他のごみ(有害ごみ)	1.3	1.4	1.3	1.3	1.2	0.8
合計	841.5	850.0	848.0	829.1	828.7	845.0

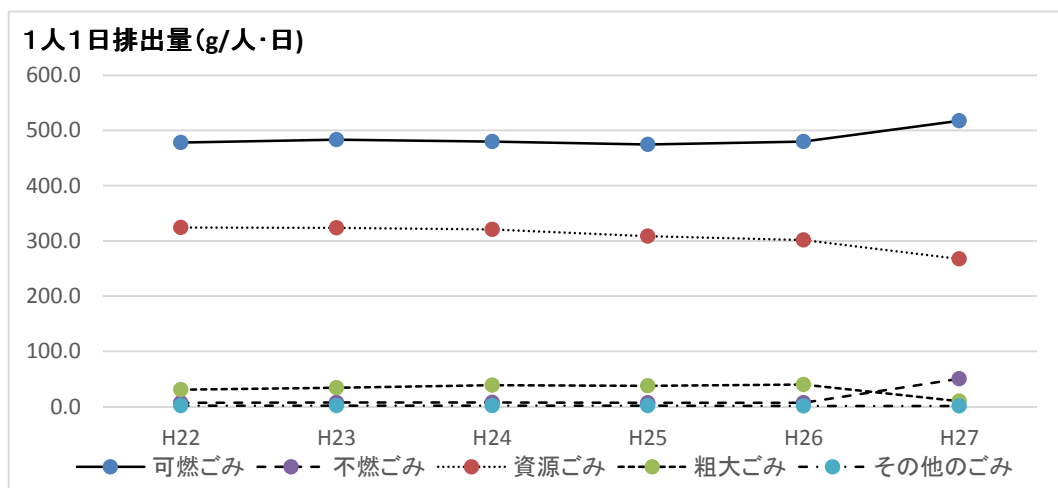


図 3-2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移（総排出量）

イ. 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ排出量）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成23年度以降、減少傾向にあったが、平成27年度は分別収集区分の変更等による影響で増加している。

一方で、総排出量の原単位と比較し平成27年度の増加率が低いことから、増加要因の半分は事業系ごみ排出量の増加によるものと考えられる。

表 3-2-5 1人1日当たりのごみ排出量の実績（家庭系ごみ排出量）

単位:g/人・日

ごみ区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	427.1	431.7	423.2	415.5	418.5	451.2
不燃ごみ	6.8	7.5	7.3	6.8	6.8	49.7
資源ごみ	321.9	320.4	317.7	306.6	300.2	262.7
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	30.2	33.1	37.1	36.6	37.5	9.5
その他のごみ(有害ごみ)	1.3	1.4	1.3	1.3	1.2	0.8
合計	787.3	794.1	786.6	766.8	764.2	773.9

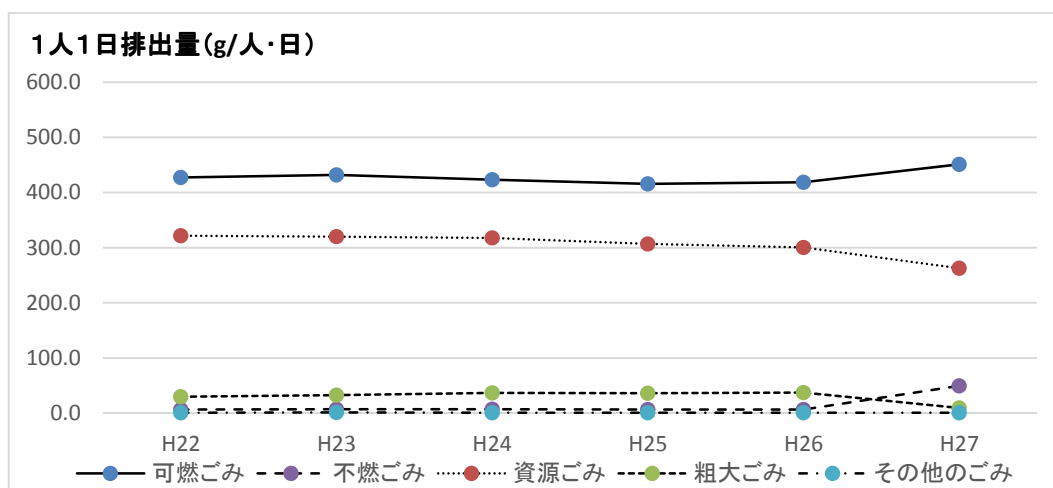


図 3-2-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移（家庭系ごみ排出量）

③処理・処分形態

本町におけるごみ処理・処分の内訳及び資源化・最終処分の状況を以下に示す。

ビン・空き缶類及び破碎ごみは平成 27 年度から平塚市リサイクルプラザ及び平塚市粗大ごみ破碎処理場で、可燃ごみは平成 28 年度から平塚市環境事業センターで処理を行っている。平塚市粗大ごみ破碎処理場での破碎処理後に生じる不燃残渣は、平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

資源化率は 30 パーセント台後半から 40 パーセント台前半で推移していたが、平成 27 年度は分別収集区分の変更等による影響で 34.2 パーセントまで減少している。

平成 27 年度におけるごみ処理フローを図 3-2-6 に示す。

表 3-2-6 ごみ処理・処分の内訳

単位:t/年

年度	直接焼却量	その他の施設からの焼却量	焼却量合計	内訳			埋立量 (焼却残渣除く)	資源化量 (焼却残渣除く)	その他	総排出量
				焼却後資源量	焼却後埋立量	減量化量				
H22	5,308	623	5,931	104	540	5,287	84	3,052	-	9,067
H23	5,382	103	5,485	120	539	4,826	81	3,693	-	9,139
H24	5,347	13	5,360	93	609	4,658	78	3,718	-	7,115
H25	5,230	18	5,248	95	602	4,551	72	3,552	-	8,786
H26	5,265	9	5,274	103	590	4,581	71	3,443	-	8,695
H27	5,392	383	5,775	81	629	5,065	0	3,015	-	8,809

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、平成27年度は二宮町調べによる

表 3-2-7 資源化・最終処分の状況

年度	ごみ総排出量 (t)	資源化量 (t)	資源化率 (%)	最終処分量 (t)	最終処分率 (%)
H22	9,067	3,156	34.8	624	6.9
H23	9,139	3,693	40.4	620	6.8
H24	9,071	3,718	41.0	687	7.6
H25	8,786	3,552	40.4	674	7.7
H26	8,695	3,443	39.6	661	7.6
H27	8,809	3,015	34.2	725	8.2

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、平成27年度は二宮町調べによる

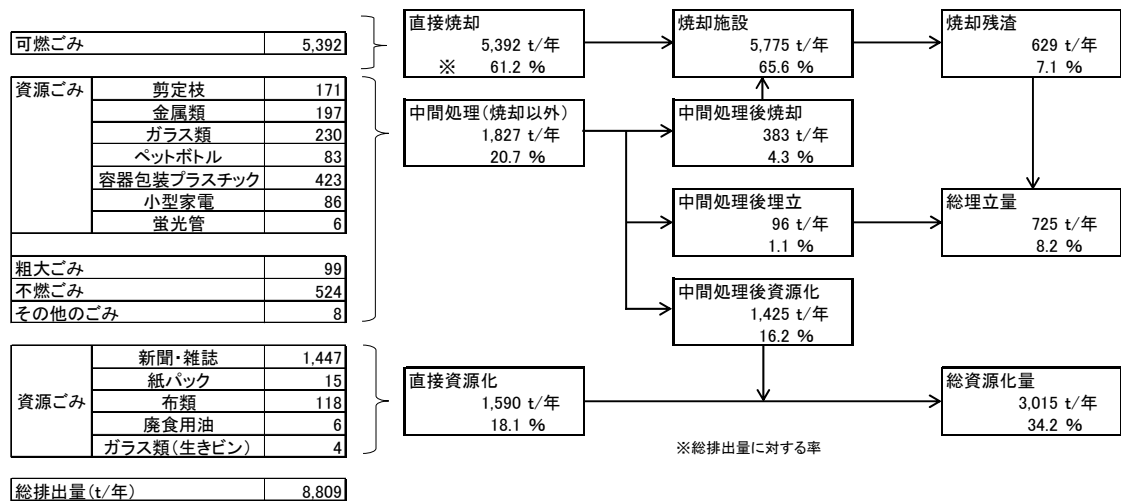


図 3-2-6 ごみ処理フロー（平成 27 年度）

④ごみの性状

本町における可燃ごみのごみ質分析結果を以下に示す。

平成 21 年度以降、大型生ごみ処理機の導入や生ごみ処理機購入補助金、水切りネットの配布等、減量化の取組みの効果により、木・竹・わら類、厨芥類、不燃物類が減少していたが、平成 27 年度は厨芥類及び水分の割合が増加に転じている。

表 3-2-8 可燃ごみのごみ質分析結果

種類・組成		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ごみの種類・組成	紙・布類	%	53.3	44.8	47.9	45.2	50.6	45.0
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	25.2	21.3	27.3	26.2	22.8	18.3
	木・竹・わら類	%	2.9	5.3	4.5	5.7	4.4	6.8
	厨芥類	%	14.9	27.3	15.2	17.9	18.3	25.1
	不燃物類	%	1.5	1.0	1.5	0.3	2.3	4.3
	その他	%	2.2	0.4	3.6	4.8	1.6	0.5
単位容積重量		kg/m ³	198	223	140	132	192	245
三成分	水分	%	49.9	49.3	50.6	46.8	49.9	53.2
	灰分	%	5.1	5.5	4.1	4.4	5.3	6.6
	可燃分	%	45.0	45.2	45.3	48.8	44.8	40.2
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	7,230	7,265	7,263	8,018	7,180	6,235
低位発熱量(実測値)		kJ/kg	8,180	7,803	8,970	9,820	7,603	6,093

※各年度 4 回（季節別）実施したごみ質分析結果の平均値である。

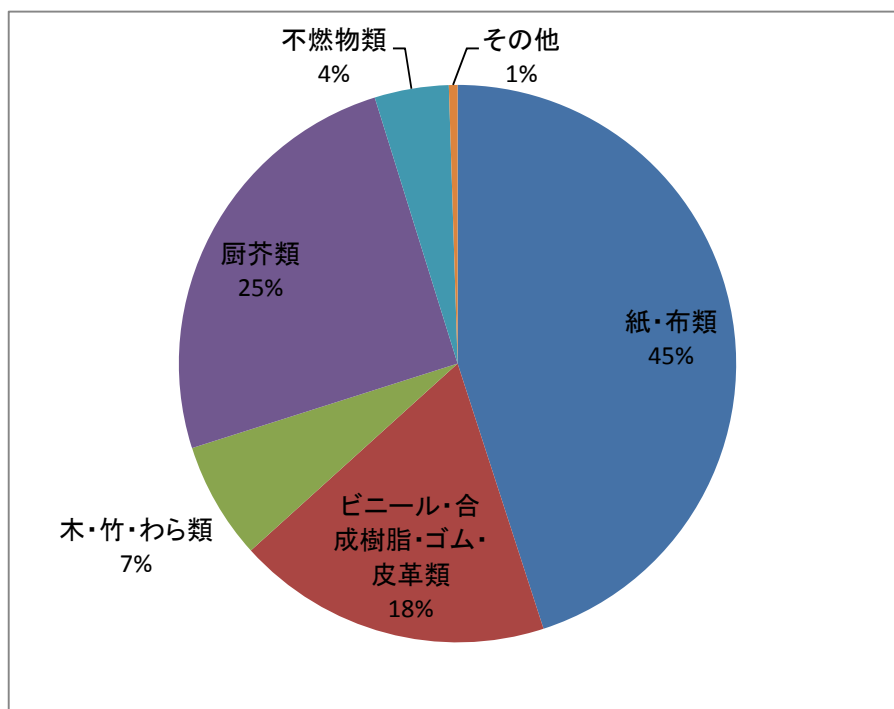


図 3-2-7 可燃ごみのごみ組成 (平成 27 年度)

◆ 生ごみ処理機購入費補助実績 ◆

本町では、生ごみ処理機購入の補助を行っている。

平成9年度以降、これまでのべ約2,000台の補助実績がある。

年度	補助件数 (件)	電動型		非電動型		合計 (台)
		(台)	(%)	(台)	(%)	
H9	37	5	9.8	46	90.2	51
H10	31	10	29.4	24	70.6	34
H11	55	34	57.6	25	42.4	59
H12	40	23	53.5	20	46.5	43
H13	100	65	52.4	59	47.6	124
H14	50	27	40.9	39	59.1	66
H15	509	436	80.1	108	19.9	544
H16	203	166	74.4	57	25.6	223
H17	117	96	76.8	29	23.2	125
H18	67	43	57.3	32	42.7	75
H19	166	126	68.1	59	31.9	185
H20	66	22	26.8	60	73.2	82
H21	52	25	39.7	38	60.3	63
H22	44	10	17.5	47	82.5	57
H23	54	8	11.1	64	88.9	72
H24	65	15	17.4	71	82.6	86
H25	45	19	32.8	39	67.2	58
H26	30	11	31.4	24	68.6	35
H27	23	7	25.0	21	75.0	28
合計	1,754	1,148	57.1	862	42.9	2,010

平成28年度における補助条件は以下のようになっている。

電動型	購入金額の4分の3	限度額20,000円
非電動型	購入金額の10分の9	

平成27年度末での町内世帯における普及率は約14.1パーセントである。今後もごみの減量化及び焼却処分における燃料消費量削減のためにも普及を進めていく。

(2) ごみ処理体制

①収集・運搬体制

本町におけるごみ・資源の収集・運搬体制を以下に示す。

表 3-2-9 ごみ・資源の収集・運搬体制

収集区域	町全域 9.08 km ²
計画収集人口	町行政区域人口に同じ
排出方法	可燃ごみ⇒指定ごみ袋 廃食用油⇒ペットボトルに入れてからビニール袋 剪定枝⇒ひもで縛る 容器包装プラスチック⇒ビニール袋 ペットボトル⇒ビニール袋（ラベルとキャップは取り外す） 新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・雑紙⇒ひもで縛るまたは紙袋、ビニール袋 段ボール、紙パック⇒ひもで縛るまたは紙袋、ビニール袋 布類⇒ビニール袋 ビン⇒ビニール袋 空き缶類⇒ビニール袋 破碎ごみ⇒細かいものはビニール袋、大きなものはそのまま 金属⇒ビニール袋、大きなものはそのまま 寝具類⇒ひもで縛る 家電類⇒細かいものはビニール袋、大きなものはそのまま 有害ごみ⇒種類ごとに分けてビニール袋 蛍光灯類⇒蛍光灯の空箱やビニール袋
収集方式	いずれも、ごみ置場に排出されたものを収集 (設置数：約 1,380 箇所)
収集・運搬	民間委託により二宮町ごみ積替施設または中間処理施設等へ搬入 町を 2 つのエリアに分け、2 業者で収集・運搬
ごみ排出時間	収集日の朝 8 時まで、決められたごみ置場に排出
収集対象外	直接搬入ごみ⇒二宮町環境衛生センター桜美園 町が回収・処理できないもの⇒専門業者等に依頼

②ごみ処理手数料等

本町において「二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に規定されている一般廃棄物の処理に関する手数料等を以下に示す。

表 3-2-10 一般廃棄物の処理に関する手数料等（別表第 1 第 29 条関係）

種別	取扱区分		金額
し尿	1回 36L 以下 1回 36L を超えるとき		150 円 150 円に汲取り量が 18L(18L 未満は 18L とする)を増すごとに 75 円を加算した額
し尿を除く 一般廃棄物	町が収集し、運搬し、及び処分するもの(特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)で定める品目を除く。)	一般家庭から排出されるもの	町が指定するごみ袋 10L 袋 20 枚につき 134 円 20L 袋 20 枚につき 177 円 30L 袋 20 枚につき 232 円 45L 袋 20 枚につき 320 円
		事業活動に伴って排出されるもの	町が指定するごみ袋 20L 袋 20 枚につき 610 円 45L 袋 20 枚につき 1,372 円
	占有者等及び事業者が自ら町の施設へ搬入するもの	一般家庭から排出されるもの (1) 1回 10kg 以下 (2) 1回 10kg を超えるもの	55 円 55 円に搬入量が 10kg(10 kg 未満は 10kg とする)を増すごとに 55 円を加算した額
		事業活動に伴って排出されるもの (1) 1回 10kg 以下 (2) 1回 10kg を超えるもの	250 円 250 円に搬入量が 10kg(10kg 未満は 10kg とする)を増すごとに 250 円を加算した額

出典：二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

※町内取扱店での販売価格には販売手数料等が上乗せされるため、本表の金額と異なる。

③家庭系ごみの処理体制

家庭系ごみの処理体制については、図 3-1-1 で示したごみ処理の流れのとおりであり、「1 市 2 町広域化計画」に基づくごみ処理広域化を推進している。広域処理対象外の分別収集区分品目の処理については、町単独で業者委託による処理や再利用を推進する。

④事業系ごみの処理体制

事業系ごみの処理体制は、家庭系ごみの分別収集区分に準じて行うが、事業所等から排出される廃棄物のうち、対象外となる産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油等）が混入することのないよう指導を行う。

また、本町では 9 トン／年以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）に対しては、事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画書の提出を求め、計画書に基づく減量、処理を実行するよう推進し、排出抑制に向けた指導を行っている。

(3) 処理経費の状況

本町におけるごみ処理経費の推移を以下に示す。

平成 25 年度及び平成 27 年度は、その他費用（建設・改良費等）が発生したため、一時的に処理経費合計が高くなっている。

また、計画収集人口、ごみ排出量当たりの処理経費は以下に示すとおり、平成 25 年度及び平成 27 年度が高くなっている。

表 3-2-11 ごみ処理経費の推移

単位：千円

年度	処理費、委託費			小計	その他費用※	処理経費合計
	収集運搬費	中間処理費	最終処分費			
H22	185,907	221,428	17,753	425,088	160,678	585,766
H23	188,703	235,251	30,450	454,404	170,048	624,452
H24	215,922	224,825	29,366	470,113	45,056	515,169
H25	216,034	220,533	29,312	465,879	489,669	955,548
H26	220,836	223,272	31,331	475,439	174,225	649,664
H27	227,674	235,186	23,849	486,709	315,905	802,614

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、平成27年度は二宮町調べによる
 ※その他費用：建設・改良費、一般職人件費、その他委託費含む

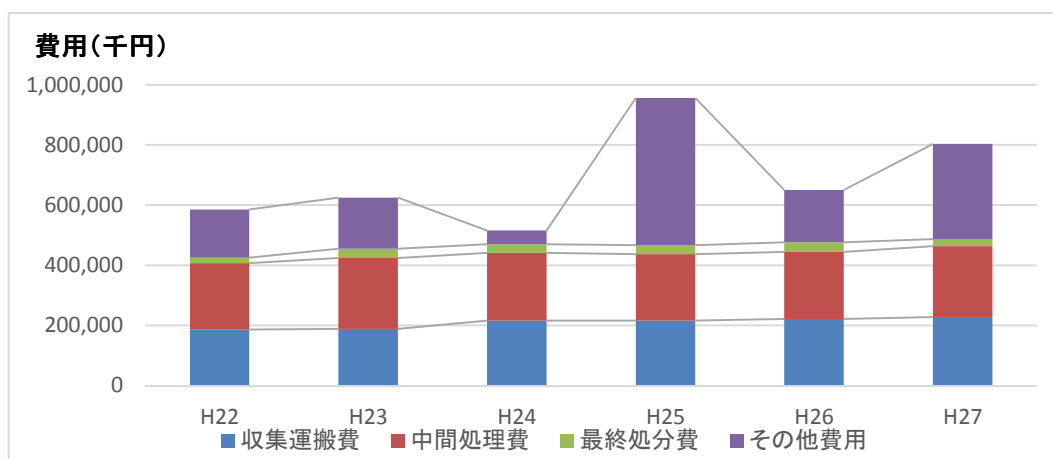


図 3-2-8 ごみ処理経費の推移

表 3-2-12 計画収集人口、ごみ排出量当たりの処理経費

年度	処理経費合計 (千円)	人口数 (人)	ごみ排出量 (t)	人口当たり (千円/人)	ごみ量当たり (千円/t)
H22	585,766	29,522	9,067	19.8	64.6
H23	624,452	29,382	9,139	21.3	68.3
H24	515,169	29,305	9,071	17.6	56.8
H25	955,548	29,036	8,786	32.9	108.8
H26	649,664	28,767	8,695	22.6	74.7
H27	802,614	28,486	8,809	28.2	91.1

(4) ごみ処理の施策の現状

本町において展開中のごみ処理に関する施策を以下に示す。

①家庭系ごみ排出抑制の施策

- 厨芥類の発生抑制のための普及啓発
- 厨芥類の排出抑制のための普及啓発

②事業系ごみの排出抑制の施策

- 多量排出事業者への指導の徹底
- 事業系ごみ手数料の見直し
- 事業系ごみの排出ルールの策定と指導の強化

③資源化の推進の施策

- 二宮町ウッドチップセンターの整備
- 小型家電の資源化
- 蛍光管の資源化

④分別排出の徹底、資源化の促進等の施策

- 分別収集区分、排出方法の統一
- 分別収集区分の普及啓発
- 分別排出の徹底
- 容器包装プラスチックの共同処理による効率的な資源化

⑤最終処分量の削減の施策

- 埋立ごみの区分の見直し

⑥住民、事業者、行政との協働の施策

- 住民、事業者、行政の役割意識の向上
- 環境セミナーや講習会の開催（住民・事業者への啓発の実施）

⑦ごみ処理経費の削減の施策

- 効率的な収集・運搬体制の構築

⑧中間処理の施策

中間処理について、「1市2町広域化計画」に定められた広域処理施設の整備等のスケジュールを以下に示す。

表 3-2-13 広域処理施設の整備等のスケジュール

年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
新設	平塚市 環境事業センター 315 t / 日				↑着工	↑稼働開始						
	二宮町 ウッドチップセンター 12 t / 日							↑稼働開始				
	(仮称)大磯町 リサイクルセンター 6 t / 日											
	(仮称)二宮町 不燃物処理施設 処理能力未定											
	大磯町 し尿処理施設 処理能力未定											
	平塚市 粗大ごみ破砕処理施設 55 t / 5h											
既存施設	平塚市 リサイクルプラザ 44.6 t / 日											
	平塚市 遠藤原一般廃棄物最終処分場 456,000m ³											
	大磯町 し尿処理施設 50kL / 日											
	二宮町 環境衛生センター 50kL / 日											
	大磯町 し尿処理施設 処理能力未定											
	大磯町 し尿処理施設 処理能力未定											

※：広域化の区分

	平塚・大磯
	大磯・二宮
	平塚・大磯・二宮

	施設稼働
--	------

⑨その他の施策

- 戸別収集の開始
- 高齢者への配慮
- コール制導入の検討

(5) ごみ処理の評価

平成26年度におけるごみ排出量や処理経費等に関し、全国平均や神奈川県平均、人口の類似市町村（人口25,000人～35,000人の全国160自治体）との比較を以下に示す。また、これらの比較結果から分析と評価を行う。

表 3-2-14 ごみ排出量、処理経費等の評価結果

指標	人口1人1日 当たりごみ総 排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
二宮町実績	806	39.6	7.9	21,982	80,628
全国平均	894	19.1	11.3	11,209	39,996
神奈川県平均	893	25.6	9.4	13,225	46,975
類似自治体	903	18.6	11.7	9,172	35,218

備考：データは一般廃棄物処理実態調査結果「平成26年度」

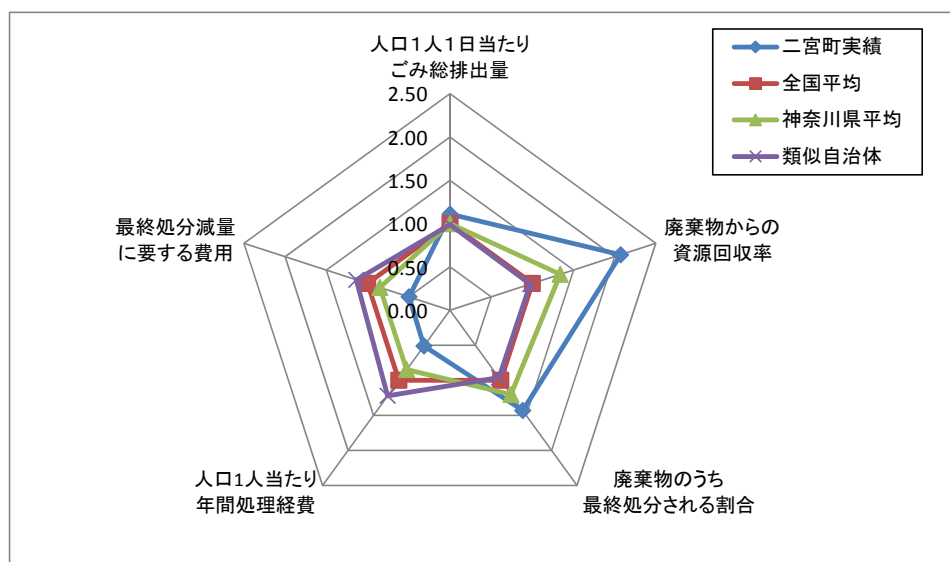


図 3-2-9 ごみ排出量、処理等の評価結果

○分析と評価

【人口1人1日当たりごみ総排出量】(原単位)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べ少なくなっているが、今後もさらなる減量が必要と考えられる。

【廃棄物からの資源回収率】(リサイクル率)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べ高くなっていることから、今後もこのリサイクル率を維持し続けることが重要であると考えられる。

【廃棄物のうち最終処分される割合】(埋立処分率)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べ小さいが、平成26年度は外部に委託していることから今後もこの埋立処分率を維持し続けることが重要であると考えられる。

【人口1人当たり年間処理経費】

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べ高くなっている。今後も経費削減に努める必要があると考えられる。

【最終処分減量に要する費用】(総排出量-最終処分量)÷(清掃事業費(ごみ)総額-最終処分関連費)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べ高くなっている。今後も経費削減に努める必要があると考えられる。

(6) 前計画における目標値の達成状況

前計画に示された目標値の達成状況を以下に示す。前計画における目標年度は、平成33年度に設定されていたが、厨芥類資源化施設の整備が取止めとなった影響等を受け、平成27年度時点においては、全ての項目で目標を達成できていない。

今後は「1市2町広域化計画」との整合を図りつつ、さらなるごみの減量化、資源化を目指す必要がある。

表 3-2-15 前計画における目標値の達成状況

項目	前計画における目標値	達成状況（平成27年度時点）
ごみ排出量	平成33年度までに平成22年度比で 1人1日当たりの排出量 <u>36g 削減</u> (平成22年度 842g/人・日) ↓ 平成33年度 <u>37g 削減</u> (805g/人・日)	未達成 予測値 <u>3g 削減</u> (839g/人・日) 実績値 <u>3g 増加</u> (845g/人・日)
可燃ごみ排出量	平成33年度までに平成18年度から <u>50%以上削減</u> (平成18年度 6,698t/年) ↓ 平成33年度 <u>53.5%削減</u> (3,117t/年)	未達成 予測値 <u>26.3%削減</u> (4,939t/年) 実績値 <u>19.5%削減</u> (5,392t/年)
資源化率	平成33年度までに <u>50%以上</u> 平成33年度 <u>50.5%</u> (3,904t/年)	未達成 予測値 <u>35.3%</u> (3,027t/年) 実績値 <u>34.2%</u> (3,015t/年)
最終処分量	平成28年度以降平成22年度の <u>1/3以下に削減</u> (平成22年度 624t/年) ↓ 平成28年度以降 <u>208t/年以下</u>	未達成 予測値 <u>664t/年</u> 実績値 <u>725t/年</u>

(7) 課題抽出

①ごみの減量化の継続

本町における平成 27 年度のごみ総排出量は 8,809 トンであり、平成 22 年度比で約 2.9 パーセント減少しているが、1 人 1 日当たり排出量では約 0.4 パーセントの増加となっている。ごみ総排出量については、平成 27 年度の分別収集区分の変更以前まで、緩やかではあるものの減少傾向にあったため、減量化施策による一定の成果があったが、現在では増加に転じており、家庭系ごみ、事業系ごみともに増加しているため、継続的に発生・排出抑制施策を推進し、さらなる減量化を図る必要がある。

また、ごみ排出量のうち、可燃ごみ排出量については、大磯町に整備を予定していた厨芥類資源化施設の整備が取止めとなった影響等を受け、前計画の目標予測が大幅に変更となり、前計画での計画目標の達成が困難となったことから、「広域化計画」との整合を図りつつ、継続的なごみの減量化に努める必要がある。

②資源化の促進

本町における資源化率は、ごみの広域処理をともに進める平塚市、大磯町と比べ高い水準で推移しているものの、大磯町に整備を予定していた厨芥類資源化施設の整備が取止めとなった影響等を受け、近年では減少傾向にある。可燃ごみ排出量の削減目標と同様、前計画での計画目標の達成が困難となったことから、「広域化計画」との整合を図りつつ、さらなる資源化の促進に努める必要がある。

③ごみ処理経費の削減の必要性

人口 1 人当たり年間処理経費を見ると、全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べ高くなっている。排出量の削減は、処理経費の削減に効果的なことから、ごみの減量化・資源化を図りつつ、広域処理によるスケールメリットを活かし、引続きごみ処理経費の削減に取り組む必要がある。

④ごみ処理手数料の改定

本町では、一部のごみ排出において町指定のごみ袋の使用を義務付けている。特に家庭用指定ごみ袋は 10～45 リットルまでの大きさがあるが、従量料金体系とはなっておらず、大きなごみ袋で排出した場合に割安となることから、料金改定について引続き検討していく必要がある。

⑤ごみ分別収集区分変更の啓発

現在、本町の収集ごみは大きく 15 区分され、排出方法も細かく規定されている。ごみ処理の効率化、資源化率の向上及び危険なごみの混入防止のためにも分別収集は不可欠である。排出方法が町民・事業者にわかりやすいように周知し、ごみ処理の効率化、資源化率の向上と安全な収集・運搬に理解を得られるようにしていく必要がある。

3-3 基本方針

ごみの減量化、資源化の推進のためには、町民・事業者・行政の各主体が様々な角度から取組んでいくことが必要である。

このことを踏まえ、ごみ処理における基本理念を以下のように定める。

資源は大切に ごみは少なく
みんなでスマートライフをめざすまち へのみや

本町は平成19年度以降、大部分のごみの処理・処分は外部に委託して行っており、ほとんどが町域外にある施設で処理・処分が行われてきた状況にある。安定・安全・安心なごみ処理を将来にわたって続けるためには、平塚市、大磯町との広域化処理を行い、既存施設を有効活用し、廃棄物処理・処分を適正な維持管理のもと適正運用に努めることが不可欠であり、循環型社会の形成に向けた取組みが全国的に展開されていく中、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を理解し、責任ある自主的な行動によって、協働して取組みを進めていくことが必要となることから、「1市2町広域化計画」に示されたごみ処理広域化の基本方針を考慮して策定された前計画の基本方針を踏襲し、ごみ処理における基本方針を以下のように定める。

方針（1）循環型社会形成を目指した3R・3Sの推進

ごみの排出や環境への負荷が少ない循環型社会を目指して、発生抑制（リデュース:Reduce）、再使用（リユース:Reuse）、再生利用（リサイクル:Recycle）の3Rに基づくごみ処理・リサイクル事業をより一層推進する。

この3Rに加えて、廃棄物の発生抑制によって循環量を少なくするスモール(Small)な循環、できるだけ地域内循環を行って循環に伴う移動距離を短くするショート(Short)な循環、ものを大事に使いライフサイクルを長くするスロー(Slow)な循環の3Sを本町では目指していくものとする。

方針（2）町民・事業者・行政の協働によるごみ処理・リサイクルの推進

循環型社会の形成を目指すためには、住民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれがその役割を果たしていくことが重要である。

ごみ処理広域化にあたって、町民・事業者・行政が各自の役割を分担することを前提とした協働によるごみ処理・リサイクル事業を推進していく。

方針（３）環境に配慮した安心で安全かつ地球環境に優しい施設整備

ごみ処理広域化に伴う各処理施設の整備や改修にあたっては、確実かつ高度な環境保全対策を施す等周辺環境に十分配慮した安心で安全な施設とする。

本町では不燃物処理施設の整備が予定されているが、施設整備にあたっては周辺環境への影響について十分に配慮し、エネルギー・資源の有効利用にも配慮したものとする。

方針（４）ごみ処理効率化の推進

ごみ処理広域化によるメリットの一つとして、ごみ処理の効率化によるごみ処理経費の削減が挙げられる。隣接する行政区域内でごみ処理・処分を行うことにより、輸送に係る経費を削減することができ、集中処理を行う施設を整備することによって施設建設費にスケールメリットが働き、結果としてごみ処理経費の削減に繋がるものと期待できる。このメリットを最大限活かせるよう、「1市2町広域化計画」における施設整備を推進していく。ソフト面での手法としても、公平な費用負担や民間活力の活用その他、分別収集区分や排出方法の統一による処理の効率化を図り、ごみ処理経費の削減を進める。

3-4 ごみ処理基本計画

(1) ごみの発生・排出抑制の方策

ごみの減量は、住民、事業者、行政の3者が連携することで3R・3Sを推進し実現されるものである。そこで、行政として様々な施策を行うことで住民及び事業者がごみ減量に協力しやすいように方向付けていくことが重要である。

具体的には、住民については、不要なものを買わないこと、使い捨て製品の使用を控えること、過剰包装やレジ袋を断り、マイバックを使用する等、大量消費型ライフスタイルを改善すること、事業者については、拡大生産者責任の考え方に基づいてごみになりにくい商品の製造・販売等、環境にやさしい事業活動に努めること等について行政から働きかけを行っていくことが必要である。住民・事業者それぞれの役割分担に応じた自主的な取組みが促進される仕組みづくりをすることにより、家庭系ごみ、事業系ごみの排出抑制を進めいくものとする。

資源化は、排出者である住民及び事業者双方が資源再生物や有用品を分別排出することが大切であり、そのためには行政として住民及び事業者に働きかけを行っていく。

住民には、資源化可能な商品や再生品の利用を促進することで資源化が容易に行われるようなライフスタイルに改善すること、事業者には、自身もごみの排出者であることの認識を高めるとともに再生利用しやすい商品の製造・販売を行うよう行政から働きかけることが必要である。また、行政はごみとして処理されているものを資源として再生利用できるような、より効率的な資源化システムの構築を図っていくことや情報提供の充実を図っていくことが必要である。

排出抑制をしたうえで、なお、排出されるごみについては、可能な範囲で循環資源として有効利用を図る。さらに、どうしても焼却処理が必要なごみについても、焼却残渣の資源化を図る。

(2) ごみの発生量及び処理量見込み

①行政区域内人口の予測

本計画における将来人口の予測値については、「1市2町広域化計画」との整合を図るため、広域計画改訂時に採用された推計方法を用いた。(ただし、平成26・27年度は実績値とした。)

ア. 人口の推計方法

将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口(平成25年3月推計)を使用した。国立社会保障・人口問題研究所における平成22年から平成52年までの5年毎の推計人口を直近近似により補完し、本町の平成25年度実績と各年補完値の平成25年推計値とを比較し、補正値を算出した。平成25年度以降の各年補完結果に対し、補正値を引くことで補正後の推計値を算出した。

イ. 推計結果

平成28～38年度までの将来人口の推計結果は以下に示すとおりである。

表 3-4-1 人口の推計結果

単位:人

年度	二宮町				
	実績	人口問題 研究所 推計値	各年補完	実績 との差	補正後 推計値
H22	29,522	29,522	29,522		
H23	29,382		29,323	59	
H24	29,305		29,124	181	
H25	29,036		28,924	112	
H26	28,767		28,725	42	
H27	28,486	28,526	28,526	-40	
H28			28,287		28,399
H29			28,048		28,160
H30			27,809		27,921
H31			27,570		27,682
H32		27,331	27,331		27,443
H33			27,042		27,154
H34			26,752		26,864
H35			26,463		26,575
H36			26,173		26,285
H37		25,884	25,884		25,996
H38			25,560		25,672

②ごみ排出量の予測

ごみ処理における排出量の予測値については、「1市2町広域化計画」との整合を図るため、広域計画改訂時に採用された推計方法を用いた。推計にあたっては、ごみの排出量毎に採用する将来推計方法を選択し、原単位から予測値を推計したうえで、現状施策のまま推移した場合の「現状予測」と、各種の施策を実施した場合の効果を見込んだ「目標予測」を推計した。

表 3-4-2 家庭系ごみ排出量の試算結果（現状予測）

分類			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
家庭系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	4,294	4,258	4,222	4,198	4,150	4,106	4,062	4,030	3,975	3,931	3,882
		不燃ごみ	76	75	74	74	73	72	72	71	70	69	68
		資源ごみ	3,157	3,131	3,104	3,085	3,050	3,018	2,987	2,962	2,922	2,891	2,855
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	230	229	228	227	224	223	221	219	216	213	211
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		小計	7,764	7,700	7,635	7,591	7,504	7,426	7,349	7,289	7,190	7,111	7,023
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11
		不燃ごみ	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		資源ごみ	121	120	119	120	120	120	120	118	116	115	115
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	165	165	166	166	164	165	163	161	160	158	156
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	304	303	303	304	302	303	301	297	294	290	288
	合計	可燃ごみ	4,306	4,270	4,234	4,210	4,162	4,118	4,074	4,042	3,987	3,942	3,893
		不燃ごみ	82	81	80	80	79	78	78	77	76	75	74
		資源ごみ	3,278	3,251	3,223	3,205	3,170	3,138	3,107	3,080	3,038	3,006	2,970
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	395	394	394	393	388	388	384	380	376	371	367
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		計	8,068	8,003	7,938	7,895	7,806	7,729	7,650	7,586	7,484	7,401	7,311

表 3-4-3 事業系ごみ排出量の試算結果（現状予測）

分類			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	647	654	660	665	670	673	676	678	680	682	683
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	648	655	661	666	671	674	677	679	681	683	684
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	合計	可燃ごみ	658	665	671	676	681	684	687	689	691	693	694
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	700	707	713	718	723	726	729	731	733	735	736

表 3-4-4 ごみ総排出量の試算結果（現状予測）

分類			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口(人)			28,399	28,160	27,921	27,682	27,443	27,154	26,864	26,575	26,285	25,996	25,672
家庭系 + 事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	4,941	4,912	4,882	4,863	4,820	4,779	4,738	4,708	4,655	4,613	4,565
		不燃ごみ	76	75	74	74	73	72	72	71	70	69	68
		資源ごみ	3,158	3,132	3,105	3,086	3,051	3,019	2,988	2,963	2,923	2,892	2,856
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	230	229	228	227	224	223	221	219	216	213	211
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		小計	8,412	8,355	8,296	8,257	8,175	8,100	8,026	7,968	7,871	7,794	7,707
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	22
		不燃ごみ	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		資源ごみ	147	146	145	146	146	146	146	144	142	141	141
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	180	180	181	181	179	180	178	176	175	173	171
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	356	355	355	356	354	355	353	349	346	342	340
	合計	可燃ごみ	4,964	4,935	4,905	4,886	4,843	4,802	4,761	4,731	4,678	4,635	4,587
		不燃ごみ	82	81	80	80	79	78	78	77	76	75	74
		資源ごみ	3,305	3,278	3,250	3,232	3,197	3,165	3,134	3,107	3,065	3,033	2,997
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	410	409	409	408	403	403	399	395	391	386	382
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		計	8,768	8,710	8,651	8,613	8,529	8,455	8,379	8,317	8,217	8,136	8,047
1人1日排出量(g/人・日)			846	847	849	850	852	853	855	855	857	858	859

表 3-4-5 家庭系ごみ排出量の試算結果（目標予測）

分類		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
家庭系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	4,652	4,600	4,548	4,509	4,443	4,382	4,321	4,272	4,199	4,138	4,072
		不燃ごみ	254	248	240	236	228	223	219	211	207	201	196
		資源ごみ	2,531	2,488	2,442	2,404	2,354	2,307	2,263	2,225	2,173	2,128	2,080
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	180	179	179	178	176	175	174	172	170	167	166
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		小計	7,624	7,522	7,416	7,334	7,208	7,094	6,984	6,887	6,756	6,641	6,521
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	25	24	24	24	25	25	25	25	24	23	23
		不燃ごみ	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20
		資源ごみ	85	84	83	83	80	79	78	76	74	72	71
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	154	149	144	139	131	127	120	112	106	98	91
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	285	278	272	267	257	251	243	233	224	213	205
	合計	可燃ごみ	4,677	4,624	4,572	4,533	4,468	4,407	4,346	4,297	4,223	4,161	4,095
		不燃ごみ	275	269	261	257	249	243	239	231	227	221	216
		資源ごみ	2,616	2,572	2,525	2,487	2,434	2,386	2,341	2,301	2,247	2,200	2,151
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	334	328	323	317	307	302	294	284	276	265	257
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		計	7,909	7,800	7,688	7,601	7,465	7,345	7,227	7,120	6,980	6,854	6,726

表 3-4-6 事業系ごみ排出量の試算結果（目標予測）

分類		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	610	599	587	574	560	545	530	513	497	481	464
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	611	600	588	575	561	546	531	514	498	482	465
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	19	18	17	16	14	13	12	10	9	8	7
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	63	63	63	63	63	62	61	60	59	58	57
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	97	96	95	94	92	90	88	85	83	81	79
	合計	可燃ごみ	629	617	604	590	574	558	542	523	506	489	471
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	64	64	64	64	64	63	62	61	60	59	58
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	708	696	683	669	653	636	619	599	581	563	544

表 3-4-7 ごみ総排出量の試算結果（目標予測）

分類		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
人口(人)		28,399	28,160	27,921	27,682	27,443	27,154	26,864	26,575	26,285	25,996	25,672	
家庭系 + 事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	5,262	5,199	5,135	5,083	5,003	4,927	4,851	4,785	4,696	4,619	4,536
		不燃ごみ	254	248	240	236	228	223	219	211	207	201	196
		資源ごみ	2,532	2,489	2,443	2,405	2,355	2,308	2,264	2,226	2,174	2,129	2,081
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	180	179	179	178	176	175	174	172	170	167	166
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		小計	8,235	8,122	8,004	7,909	7,769	7,640	7,515	7,401	7,254	7,123	6,986
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	44	42	41	40	39	38	37	35	33	31	30
		不燃ごみ	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20
		資源ごみ	148	147	146	146	143	141	139	136	133	130	128
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	169	164	159	154	146	142	135	127	121	113	106
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	382	374	367	361	349	341	331	318	307	294	284
	合計	可燃ごみ	5,306	5,241	5,176	5,123	5,042	4,965	4,888	4,820	4,729	4,650	4,566
		不燃ごみ	275	269	261	257	249	243	239	231	227	221	216
		資源ごみ	2,680	2,636	2,589	2,551	2,498	2,449	2,403	2,362	2,307	2,259	2,209
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	349	343	338	332	322	317	309	299	291	280	272
		その他のごみ(有害ごみ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		計	8,617	8,496	8,371	8,270	8,118	7,981	7,846	7,719	7,561	7,417	7,270
1人1日排出量(g/人・日)		831	827	821	816	810	805	800	794	788	782	776	

(3) ごみの発生・排出抑制等の目標値設定

国は、「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）」の取組み指標として、一般廃棄物の減量化の目標を 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を平成 12 年度比で約 25 パーセント減、事業系ごみ排出量を平成 12 年度比で約 35 パーセント減としている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の二第一項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）」を平成 28 年 1 月 21 日に公表し、一般廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量を約 12 パーセント削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約 21 パーセントから約 27 パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約 14 パーセント削減する。また、平成 32 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとしている。

県は、「神奈川県循環型社会づくり計画（平成 24 年 3 月改定）」として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即した、一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画を策定し、公表している。計画目標として生活系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量を平成 33 年度に平成 21 年度比 50 グラム削減し 680 グラム、再生利用量を構成比の 31 パーセント、最終処分量を構成比の 8 パーセントとしている。

本計画におけるごみの発生・排出抑制等の目標値の設定は、国や県の目標値に合わせ、減量化の目標、資源化の目標、最終処分量の削減目標の 3 点を掲げ、ごみの発生・排出抑制施策の展開を図ることとする。

①減量化の目標

1人1日当たりのごみ排出量を

平成38年度は776グラム以下に削減することを目指す。

(平成27年度比で平成38年度までに69グラム/人・日削減)

②資源化の目標

資源化率を

平成38年度は33.2パーセント以上に維持することを目指す。

③最終処分量の削減目標

最終処分量を

平成28年度以降は平成22年度比で1/3以下に削減することを目指す。

(平成38年度で67トン/年以下)

中間処理施設別の処理対象量、資源化量及び計画目標の達成に向けた推移を以下に示す。

表 3-4-8 中間処理施設別の処理対象量

単位：t/年

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
焼却処理対象量	5,995	5,906	5,815	5,740	5,629	5,529	5,428	5,331	5,217	5,109	5,000
平塚市環境事業センター（新設）	5,991	5,902	5,812	5,737	5,627	5,527	5,426	5,329	5,215	5,107	4,998
二宮町（可燃ごみ委託処理）	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2
資源化処理対象量	1,310	1,295	1,619	1,603	1,574	1,551	1,526	1,499	1,473	1,444	1,418
平塚市リサイクルプラザ（既存）	269	268	263	262	258	255	253	249	247	243	239
平塚市粗大ごみ破砕処理場（既設）	557	546	534	526	510	500	488	472	462	447	436
（仮称）大磯町リサイクルセンター（新設）	-	-	435	432	429	424	419	418	411	407	402
二宮町ウッドチップセンター（既設）	157	156	155	154	153	151	149	147	145	143	141
資源ごみ委託処理	327	325	232	229	224	221	217	213	208	204	200
最終処分対象量	87	85	82	81	78	77	75	73	71	69	67
平塚市最終処分場（既設）	87	85	82	81	78	77	75	73	71	69	67

表 3-4-9 資源化量

単位：t/年

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
直接資源化量（集団回収を含む）	1,934	1,894	1,511	1,481	1,441	1,405	1,372	1,342	1,303	1,269	1,234
中間処理後資源化量	1,101	1,092	1,381	1,371	1,351	1,273	1,256	1,240	1,220	1,201	1,181
平塚市環境事業センター（新設）	339	335	330	327	321	316	311	306	301	295	289
二宮町（可燃ごみ委託処理）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平塚市リサイクルプラザ（既存）	252	251	246	246	242	239	237	233	231	228	224
平塚市粗大ごみ破砕処理場（既設）	39	38	37	37	36	35	34	33	32	31	30
（仮称）大磯町リサイクルセンター（新設）	-	-	393	390	387	383	378	377	371	367	363
二宮町ウッドチップセンター（既設）	149	148	147	146	145	83	82	81	80	79	78
資源ごみ委託処理	322	320	228	225	220	217	214	210	205	201	197
総資源化量	3,035	2,986	2,892	2,852	2,792	2,678	2,628	2,582	2,523	2,470	2,415

表 3-4-10 計画目標の達成に向けた推移

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
総排出量（t/年）	8,617	8,496	8,371	8,270	8,118	7,981	7,846	7,719	7,561	7,417	7,270
原単位（g/人・日）	831	827	821	816	810	805	800	796	786	782	776
削減量[基準年：H22]（t/年）	-169	-290	-415	-516	-668	-805	-940	-1,067	-1,225	-1,369	-1,516
原単位削減率[基準年：H22]（%）	0.2%	-0.2%	-1.0%	-1.6%	-2.3%	-2.9%	-3.5%	-4.0%	-5.2%	-5.7%	-6.4%
総資源化量（t/年）	3,035	2,986	2,892	2,852	2,792	2,678	2,628	2,582	2,523	2,470	2,415
資源化率（%）	35.2%	35.1%	34.5%	34.5%	34.4%	33.6%	33.5%	33.4%	33.4%	33.3%	33.2%
最終処分量	87	85	82	81	78	77	75	73	71	69	67
削減量[基準年：H22]（t/年）	-598	-600	-603	-604	-607	-608	-610	-612	-614	-616	-618
削減率[基準年：H22]（%）	-87.3%	-87.6%	-88.0%	-88.2%	-88.6%	-88.8%	-89.1%	-89.3%	-89.6%	-89.9%	-90.2%

表 3-4-11 本計画における目標値の設定

項目	国の計画		県の計画 神奈川県循環型 社会づくり計画	二宮町
	循環型社会形成 推進基本計画	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律		
減量化の 目標	家庭系 H12 比 25%削減 事業系 H12 比 35%削減	家庭系 H24 比 12%削減	家庭系 H21 比 50g 削減	1人1日当たり のごみ排出量 H38 : 776g/人・日 (69g 削減) ※
資源化の 目標	—	H32 構成比 27%	H33 構成比 31%	資源化率 H38 : 33.2%以上
最終処分量の 削減目標	—	H32 で 14%削減	H33 構成比 8%	最終処分量 H38 : 67t/年以下

※二宮町の減量化の目標は家庭系及び事業系ごみ排出量を複合した目標値として設定

(4) ごみ処理の施策

①家庭系ごみの排出抑制

○厨芥類の発生抑制のための普及啓発

「食材の計画的な購入」、「エコクッキング」、「賞味期限等の正しい理解」により、生ごみの発生を抑制できるよう普及啓発に努める。

○厨芥類の排出抑制のための普及啓発

「生ごみの水切り（水分もうひとしぼり）の普及啓発」、「生ごみ処理機の活用」等、住民が取り組むことができる方策を、二宮町地域環境推進員等を通じて普及啓発に努める。特に、生ごみ処理機の活用に関しては、補助制度の活用を促進する他、講習会の開催等を通じ、より一層の普及啓発を図っていく。

②事業系ごみの排出抑制

○多量排出事業者への指導の徹底

事業系ごみの多量排出事業者に対しては、減量化、資源化等の推進や、処理計画書の策定義務付け等、指導を強化する。また、立ち入り調査等も実施し、減量化、資源化等の推進を含め適正処理を促進する。

○事業系ごみ手数料の見直し

現在の手数料について、排出者責任の徹底の観点から適正水準となるよう料金体系を含めた見直しを検討する。

○事業系ごみの排出ルール策定と指導の強化

資源化による排出抑制を進めるため、受け入れられる事業系ごみの排出ルールを策定し、紙類等の資源化可能なごみについては、引き取りを拒否する等の排出ルールの徹底に向けた指導を強化する。また、資源物や不適正物の混入を防ぐため、搬入時の検査を強化する。

③資源化の推進

○二宮町ウッドチップセンターの運営

家庭等から排出される剪定枝の資源化施設を運営し、資源化を継続していく。

④分別排出の徹底、資源化の促進等

○分別収集区分、排出方法の統一

分別収集区分や排出方法については新設や既設に関わらず、施設の受け入れ基準に合わせ、原則、統一化を目指すことで、処理の効率性を高め、資源化を推進する。

なお、新たに資源化できるものについてはできるだけ資源化をすることを引き続き検討する。

○分別収集区分の普及啓発

平成 27 年 4 月に変更した分別収集区分については、二宮町ごみ減量化推進協議会等を通じて住民、事業者への普及啓発に努める。

○分別排出の徹底

家庭系ごみについては、収集時における指導（警告ステッカー）等を通じ分別排出の徹底を継続的に実施する。

事業系ごみについては、施設搬入時の検査等により、分別排出の徹底を継続的に実施する。

○容器包装プラスチック等の共同処理による効率的な資源化

容器包装プラスチック及びペットボトルについては、新設する（仮称）大磯町リサイクルセンターで共同処理をすることにより、より効率的な資源化を推進する。

○ごみ減量化・資源化協力店制度の推進

本町では平成 23 年度より「可燃ごみ水分削減協力店」による指定袋販売店の設定を実施している。今後もさらなる普及に努め、協力店舗数の拡大を目指す。

⑤最終処分量の削減

○埋立ごみの区分の見直し

最終処分量の削減のため、現在は埋立ごみとされている不燃ごみの区分及び処理方法の見直しを検討し、資源化可能なものについては資源化を図る。

○不燃物処理施設の整備

最終処分場の残容量や埋立状況等を確認しながら不燃物処理施設の整備について検討する。

⑥住民、事業者、行政との協働

○住民、事業者、行政の役割意識の向上

住民は、もったいないの心でライフスタイルを見直し、発生抑制に努めるとともに、分別の徹底によりごみの減量と資源化の推進に努める。また、環境セミナー等のイベントに積極的に参加し、意識の向上に努める。

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物の減量、資源化に努めるとともに、すぐごみにならない製品の供給や再生品の販売等、ごみの減量につながる事業活動に努める。

行政は、住民や事業者が発生抑制や資源化の推進、分別の徹底に取り組む環境を整備し、環境セミナーや広報紙等を活用し住民・事業者の意識向上に努める。また、収集した廃棄物の適正処理とさらなる減量化、資源化に努める。

○環境セミナーや講習会の開催

広報やパンフレット等による環境情報の発信や環境セミナー、講習会の開催等を通じて、住民、事業者への啓発を行う。

住民意識の向上を図るため、二宮町ごみ減量化推進協議会等と協働して啓発活動を実施する。また、住民による交流会や自主活動についても積極的に支援し、ごみの減量化・資源化について住民意識の向上に努める。

⑦広域処理施設の整備促進

○廃棄物処理施設の自主基準値の設定

今後、新設する施設について、周辺環境への負荷低減、経済性等の観点から適切な施設整備を行っていくとともに、近隣の状況等を考慮し、自主基準値の設定を検討する。

○適正な処理規模の設定

施設整備にあたっては、資源化や減量化による処理量の状況を判断しながら、過大な施設とならないよう、適切な処理規模を検討する。

⑧ごみ処理経費の削減

○ごみ処理経費の削減

公平な費用負担や民間活力の活用の他、分別収集区分や排出方法の統一により処理の効率化を図り、ごみ処理経費の削減を進める。

○効率的なごみの輸送

収集体制の見直しや中継施設の活用等、効率的な輸送体制を検討し、収集・運搬経費の削減を図る。

(5) ごみの適正な処理に関する基本的事項

①収集・運搬計画

ア. 基本方針

適正な住民サービスの提供と効率的な収集・運搬体制の構築を推進する。また、高齢者や障害者に配慮した収集システムや地球温暖化防止等環境負荷を低減させる収集・運搬体制を目指すこととする。当面は、現在の収集・運搬体制を継続するが、「1市2町広域化計画」に合わせ、原則、分別収集区分の統一を図る。

なお、分別収集区分の詳細は、ごみ処理施設整備計画に沿って具体的に決めていくものとする。

イ. 収集・運搬体制

資源化率の向上や環境負荷の低減のためにも、品目に適合した効率的な収集・運搬体制を構築する必要がある。

本町の家庭から排出される通常の一般廃棄物は、本町が委託した業者が行う。また、町内事業者の事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、町長が許可をした一般廃棄物収集運搬業者または自らが処理施設等に収集・運搬する。

なお、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、町及び既存の許可業者による収集・運搬が現状において困難となっていないため、法令等により新たに必要が生じた場合等を除き行う予定はない。

また、ごみ処理施設間の運搬は、本町が委託した者が行うことを原則とする。

②中間処理計画（再生利用含む）

ア. 基本方針

中間処理は、廃棄物の衛生的処理により、生活環境の保全を図るとともに、廃棄物から資源を回収し、焼却に伴う熱エネルギーの回収、有害物質の排出抑制等の環境負荷の低減を目的に行うものとする。

イ. 中間処理体制

町で発生した一般廃棄物を、本町が自ら公共サービスとして処理することを原則とする。ただし、一部の資源再生物は事業者が処理を行うものとする。

なお、一般廃棄物処分業の許可は、廃棄物処理法の規定及び本町の基準により、本町による処分が困難であること、また、一般廃棄物を資源化する必要があると認めた場合に行うものとする。

③最終処分計画

ア. 基本方針

最終処分は、ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化等の有効利用等の方策を講じた後、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで安定化・無害化させるために行うものである。現在、ごみ処理広域化に伴い、最終処分は平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場で行っているため、今後とも最終処分量の削減を推進する。

イ. 二宮町一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理

周辺の生活環境を脅かすことのないよう、既設最終処分場の適切な維持管理を行う。

また、周辺の水環境への影響を防ぐため、地下水水質の定期モニタリングを行い、周辺環境汚染の未然防止に努める。浸出水を処理する水処理施設は、適切な水質管理を行う。

ウ. 跡地利用計画

町の最終処分場が廃止となった場合については、その地域の福祉向上に役立て、地域の活性化や発展等に有効活用できるよう地域還元を行う計画である。計画策定にあたっては、地域住民と十分に協議を行う。

(6) ごみ処理施設の整備に関する事項

前項までの施策を実施し、平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみ処理施設の整備を推進する。

平成 38 年度におけるごみ処理フローを以下に示す。

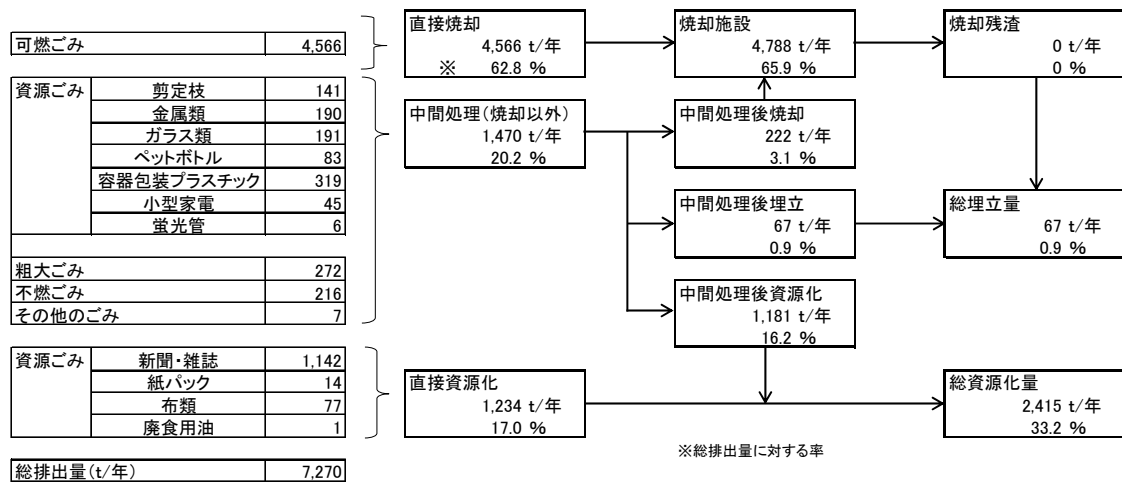


図 3-4-1 ごみ処理フロー (平成 38 年度)

(7) その他の施策

①二宮町ごみ減量化推進協議会及び二宮町地域環境推進員との連携

家庭系ごみのさらなる減量化及び資源化を図るには、住民の自発的で継続的な活動が不可欠であることから、環境関係団体や事業者、町民等により構成される「二宮町ごみ減量化推進協議会」、並びに町内の各地区からの代表者で構成される「二宮町地域環境推進員」の協力を得て、住民の関心を惹くような啓発内容や、住民が情報を得やすい伝達手段について検討し、住民活動が促進されるよう連携を図る。

②事業者との連携

事業系ごみの大半を占める可燃ごみのうち、食品廃棄物については、「食品リサイクル法」が施行されていることから、事業者による減量、資源化に対する協力が得られるよう情報提供を行うとともに、食品小売業や外食産業が取り組む発生排出抑制策(消費期限を考慮した販売方法の工夫や生ごみ処理機による資源化、食べ残しの削減等)について、消費者の理解が促進されるよう連携を図る。

③町が収集処理を行わない一般廃棄物への対応

本町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき「指定されているもの」のほか、「適正処理の方法が存在するもの(FRP船、密閉型蓄電池、開放型鉛蓄電池、バッテリー、消火器、火薬類、インクカートリッジ、携帯電話用装置、自動車、タイヤ、ビールケース等)」、「危険物」、「在宅医療廃棄物(在宅医療で使用された注射針等の鋭利なもの)」、「家電リサイクル法対象機器」、「資源有効利用促進法対象機器(家庭用パソコン)」、「二輪車」、「特別管理一般廃棄物」、「その他町が行う処理に著しい支障を及ぼすもの」については、町で適正に処理を行うことが困難な「適正処理困難物」としており、「産業廃棄物」、「慣例上処理をお断りさせていただくもの」とともに「町が収集処理を行わない一般廃棄物」として、今後も引き続き住民、事業者への周知を図る。

④災害廃棄物対策

本町が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的な処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

災害廃棄物の処理方針として、木くず、その他可燃物、コンクリート塊、金属くず、その他不燃物、この5種類を最大限分別した後の混合廃棄物を6区分に分別して再利用・再資源化を推進し、解体撤去時から分別の徹底を図る。なお、再利用・再資源化を可能な限り推進することで、最終処分量の削減も図る。また、災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するため、本町では二宮町環境衛生センター桜美園を仮保管場所として選定している。

⑤不法投棄対策

河川や海岸、谷戸等での不法投棄を防止し、町の美化や環境保全に努める必要があるため、不法投棄パトロールの実施のほか、ごみのポイ捨てに対するマナーの向上、家電製品等の不法投棄に対する対応策等について検討し、取組みを進める。

⑥効率・効果的なごみ処理システムの検討

新規施設の整備や運営には、建設費だけでなく用地取得などにも多額の経費を要することから、その整備・運営にあたっては、行政と民間の特徴・役割分担を考慮し、公設公営、P F I^{※1}、D B O^{※2}、許可に基づく民営事業などの様々な手法の導入を検討する。

なお、既存施設については、ストックマネジメント（既存施設の有効活用）の手法を導入することで、長寿命化計画の策定等、適正な施設管理及び延命化を図る。

※1 P F Iとは、Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営において、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、民間の資金、経営能力及び儀実的能力を活用して行う方法のことである。

※2 D B Oとは、いわゆる公設民営方式で、公共が費用を負担する、Design デザイン（設計）、Build ビルド（建設）、Operate オペレート（維持管理・運営）を民間が一体で行う事業化手法で、経費削減効果が期待できる。

第4章 生活排水処理基本計画

4-1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の変遷

生活排水とは、し尿と生活雑排水（台所、浴室、洗面所等からの排水）からなる排水である。

生活排水の処理施設には、し尿のみを処理するもの、し尿及び生活雑排水の両方を処理するもの等さまざまな種類がある。

現在、本町において供用または使用されている生活排水処理施設には、下水道をはじめ、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設がある。

下水道事業は、昭和48年に事業着手した酒匂川流域下水道（小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町の7市町）に平成元年より本町と中井町が、平成19年には箱根町が区域編入し、事業に着手した。酒匂川流域関連二宮公共下水道事業については、平成11年度に供用を開始し、平成27年度の下水道普及率は85.6パーセント、全体計画に占める処理区域面積の比率は71.9パーセントとなっている。

(2) 生活排水処理体制

本町の公共下水道事業及び維持管理については下水道課、合併処理浄化槽の利用促進事業及びし尿処理施設の維持管理を生活環境課で実施している。

表 4-1-1 生活排水処理体制

区分	施設	処理主体	運転・管理
収集・運搬 (し尿・浄化槽汚泥)	—	町	民間委託 許可業者
汚水処理	酒匂川流域下水道左岸処理場	県	公益財団法人 神奈川県下水道公社
	二宮町環境衛生センター桜美園 し尿処理場	町	民間委託

(3) 生活排水処理の流れ

生活排水処理の流れは次のとおりである。

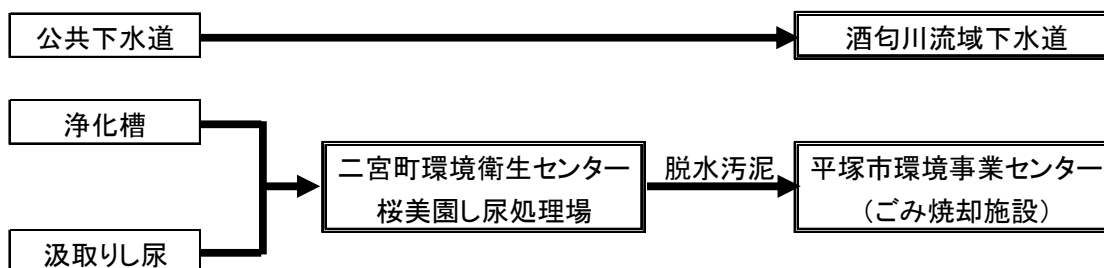


図 4-1-1 生活排水処理の流れ

4-2 生活排水処理の現況

(1) 生活排水処理形態別人口の実績

本町における生活排水の排出状況の実績を以下に示す。

下水道人口が年々増加しているのに対して、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、非水洗化人口（し尿汲取り）が相対的に減少している。

表 4-2-1 生活排水処理形態別人口の実績

単位:人

項目	H23	H24	H25	H26	H27
計画処理区域内人口	29,382	29,305	29,036	28,767	28,486
水洗化・生活雑排水処理人口	17,946	18,468	18,836	19,185	19,464
下水道	16,420	16,989	17,423	17,849	18,151
合併処理浄化槽	1,526	1,479	1,413	1,336	1,313
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	11,036	10,445	9,833	9,238	8,711
非水洗化人口	400	392	368	344	311
生活排水処理率	61.1%	63.0%	64.9%	66.7%	68.3%

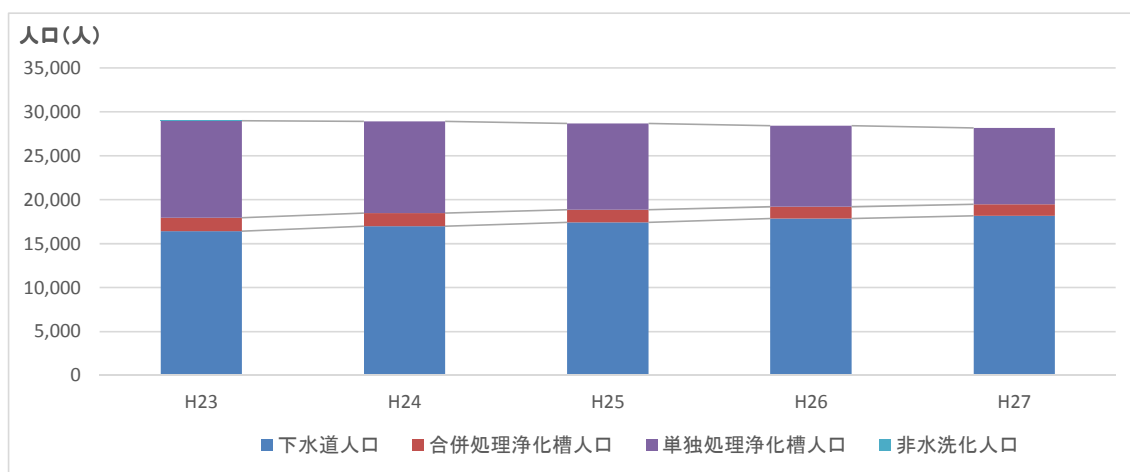


図 4-2-1 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

汲取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量は年々減少している。

表 4-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

単位:kL					
項目	H23	H24	H25	H26	H27
し尿	416	373	349	346	344
浄化槽汚泥	7,009	6,545	6,006	5,686	5,642
合計	7,425	6,918	6,355	6,032	5,986

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、平成27年度は二宮町調べによる

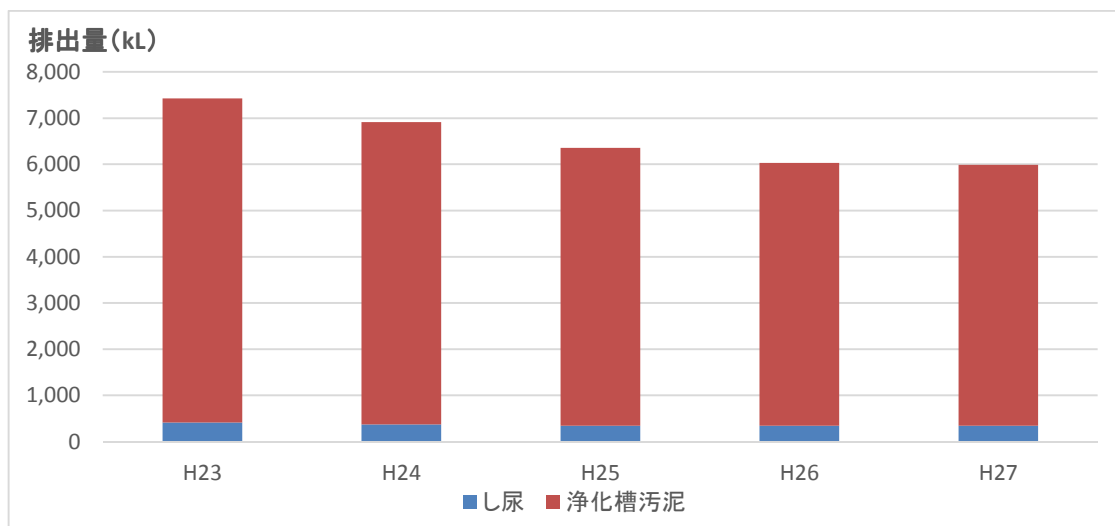


図 4-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

(3) 収集・運搬の状況

①収集処理形態

本町から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、許可業者等による収集後、二宮町環境衛生センター桜美園し尿処理場において処理され、処理水は打越川に放流されている。

②処理手数料

し尿の処理手数料は以下に示すとおりである。

表 4-2-3 処理手数料

取扱区分		金額
し尿	1回36L以下	150円
	1回36Lを超えるとき	150円に汲取り量が18L(18L未満は18とする)増すごとに75円を加算した額

③収集・運搬の現況

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、し尿収集は委託業者1社、浄化槽汚泥収集は3社によって行われている。

過去5か年(平成23年度～平成27年度)のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少している。

表 4-2-4 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績

年度	搬入量				365日平均		搬入日数 (日)	搬入日数平均	
	合計 (kL/年)	し尿 搬入量 (kL/年)	浄化槽汚泥		搬入量 (kL/日)	搬入率※ (%)		搬入量 (kL/日)	搬入率 (%)
			搬入量 (kL/年)	混入率 (%)					
H23	7,425	416	7,009	94.4	20.3	40.7	248	29.9	59.9
H24	6,918	373	6,545	94.6	19.0	37.9	242	28.6	57.2
H25	6,355	349	6,006	94.5	17.4	34.8	239	26.6	53.2
H26	6,032	346	5,686	94.3	16.5	33.1	243	24.8	49.6
H27	5,986	344	5,642	94.3	16.4	32.8	238	25.2	50.4

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、平成27年度は二宮町調べによる

※：搬入率＝搬入量÷処理能力(50kL/日)×100

(4) 中間処理の現況

本町の生活排水は以下のような施設で処理されている。

表 4-2-5 酒匂川流域関連下水道（左岸処理区）の概要

区分		左岸処理区		
計画諸元	処理面積	4,083.81 (ha)		
	処理人口	180千人		
	処理水量	144,000 (m ³ /日 最大)		
管路施設 (流域幹線)		幹線名	管径 (m)	延長 (m)
		左岸幹線	0.35~2.0	15,660
		中井二宮小田原幹線	1.0~1.5	9,910
		連絡2号幹線	1.0	1,350
		計	-	26,920
ポンプ場		川匂ポンプ場 25.8 (m ³ /分)		
処理場	名称	酒匂川流域下水道左岸処理場 (酒匂管理センター)		
	所在地	小田原市西酒匂1-1-54		
	敷地面積	9.8 (ha)		
	処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法		
	排除方式	分流式		
	放流先	黒まま排水路 (酒匂川)		
	処理開始	昭和57年12月1日		

出典：かながわの流域下水道（公益財団法人神奈川県下水道公社）

表 4-2-6 し尿処理施設の概要

項目	内 容			
施設名称	二宮町環境衛生センター桜美園し尿処理場			
施設所管	二宮町			
所在地	神奈川県中郡二宮町中里207番地の1			
計画処理能力	50kL/日(生し尿：40kL/日、浄化槽汚泥：10kL/日)			
処理方式	水 処 理：好気性消化＋活性汚泥法(酸化処理) ＋高度処理(凝集浮上＋砂ろ過処理) 汚泥処理：濃縮＋遠心脱水 脱 臭：高中濃度臭気 水洗浄＋アルカリ洗浄 低濃度臭気 水洗浄＋アルカリ洗浄			
竣工年度	昭和51年度			
希釈水の種類	地下水			
汚泥処分方法	外部委託による焼却処分			
放流水質	項目	単位	基準値	計画値
	p H	(－)	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D	(mg/L)	25以下	15以下
	S S	(mg/L)	70以下	20以下
	C O D	(mg/L)	25以下	－
	T－N	(mg/L)	－	－
	T－P	(mg/L)	－	－
	色度	(度)	－	－
大腸菌群数	(個/cm ³)	3,000以下	－	
放流先	打越川(乙水域)			
面 積	敷地面積 8,947m ²			
	建物面積 1,553m ² (処理棟、管理室含む)			
設計・施工	栗田工業株式会社			

出典：二宮町精密機能検査報告書

(5) し尿処理費の現況

し尿処理に係る経費の推移は、収集量とともに減少傾向を示している。

表 4-2-7 し尿処理経費の実績

項目	H23	H24	H25	H26	H27
し尿処理費(千円)	78,353	72,663	76,966	65,012	65,429
処理量(kL)	7,425	6,918	6,355	6,032	5,986
1kL当たり処理費(円)	10,553	10,504	12,112	10,777	10,931

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、平成27年度は二宮町調べによる

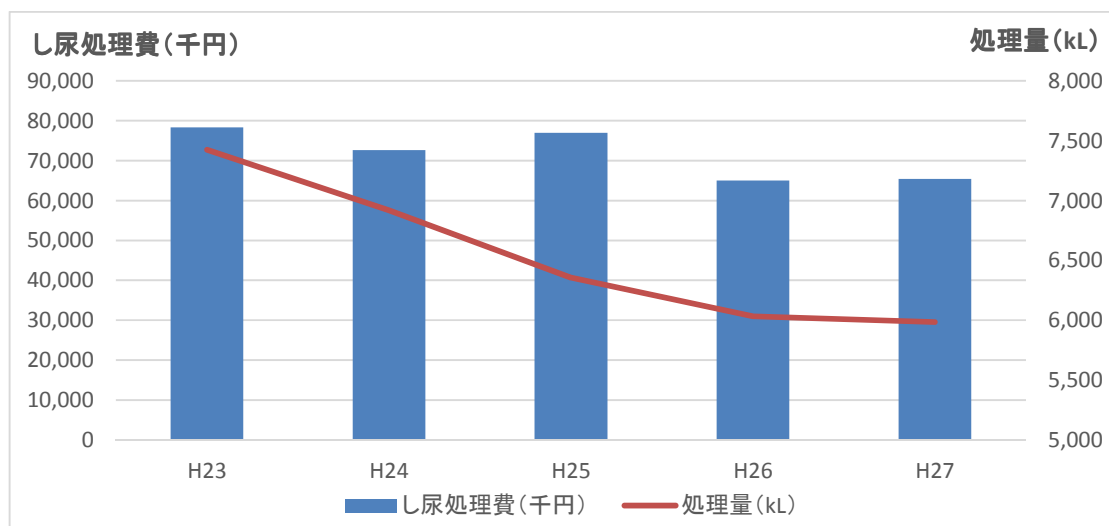


図 4-2-3 し尿処理経費の推移

(6) 計画策定にあたっての検討事項

生活排水を適切に処理していくためには、生活排水の種類別、処理主体別に目標を定め、生活排水処理全体の整合を図りながら、地域特性に応じた生活排水処理施設を整備していくことが重要なポイントとなる。

本町では生活排水処理対策として、下水道整備を中心に進めている。しかし、一部の家庭あるいは事業所等では生活雑排水を未処理のまま放流しているため、公共用水域への影響が少なからず発生している。

したがって、本町の「財産」でもある豊かな自然環境を保全するためにも、生活環境における保全意識の改善を図るとともに、一層の生活排水処理施設の計画的な整備が必要である。

本計画策定に当たり、本町における生活排水の処理が、経済的かつ効果的に実施されるように、以下の項目について検討し、整備方針を決定する。

- 既存施設及び既存計画との整合性の検討（下水道エリアの見直しの検討）
- 経済的要因の検討
- 社会的要因の検討
- 投資効果発現の迅速性の検討
- 地域環境保全効果との検討

①既存施設及び既存計画との整合性の検討（下水道エリアの見直しの検討）

本町的生活排水処理施設に関しては、平成 32 年度までに下水道整備区域完了を目標としているが、社会情勢の変化が生じた場合には、一部の整備手法の変更も視野に入れて検討するとしていることから、平成 28 年 3 月に、次期の都道府県構想のもととなる汚水処理整備構想（「二宮町下水道アクションプラン」）を策定した。

合併処理浄化槽に対する助成は現在行っていないが、「二宮町下水道アクションプラン」では、未着手地域下水道等各種整備事業について、一部の区域で、集合処理よりも個別処理が有利であるとしていることから、今後は、合併処理浄化槽の助成を行っていくものとする。

本計画では、これらの施策との整合性に留意し計画を立案するが、個々の既存計画の持つ特性や計画策定年度の時間的なギャップから、それぞれ計画条件に相違が見られるため、関係部局と調整のうえ、現段階において最も適切な計画条件を採用する。

また、現在し尿及び浄化槽汚泥は、環境衛生センター桜美園し尿処理場で処理しているが、し尿及び浄化槽汚泥量が減少することから、これらのことも勘案しながら現行施設の運営を検討する。

②経済的要因の検討

「二宮町下水道アクションプラン」では、本町においては、計画処理人口の 92.9 パーセントを公共下水道に、6.5 パーセントを合併処理浄化槽によるものとするのが事業収益性や整備効率面で有利であるとしている。

なお、社会情勢の変化が生じた場合には、一部の整備手法の変更も視野に入れて検討する。

③社会的要因の検討

生活排水処理施設整備にあたっては、住民の合意形成が不可欠である。

合意形成を図るためには、水質汚濁の進行状況や生活排水対策の重要性、合併処理浄化槽の助成制度、水洗化奨励金制度等に関する情報の積極的な提供が必要である。

④投資効果発現の迅速性の検討

下水道に限らず、集合処理を行う場合には小規模な施設でも3年程度は施設整備に要することから、投資効果の発現までには個別処理と比較して相当な期間が必要である。

下水道の整備は、集合住宅等、人口が集中している地域に対しては迅速な整備を行うことができる。それに対して、合併処理浄化槽は、まばらに点在する戸建住居に対しての投資効果の発現が極めて早い施設である。

今後は、下水道の整備状況や社会情勢の変化による生活排水処理施設の整備手法の変更を考慮したうえで、合併処理浄化槽への助成（個人設置型合併浄化槽設置整備補助）を行っていく。

表 4-2-8 下水道と合併処理浄化槽との比較

	下水道	合併処理浄化槽
施設の特徴	①下水道は汚水処理に加えて、都市の浸水防除や汚泥処理等も行う多目的な施設。	①合併処理浄化槽は汚水処理のみの施設。
耐用年数	①法律では、処理場23年、管きょ50年。 ②実際の運営上は処理場15～70年、管きょ50～120年。	①法律では、7年。 ②実際の運営上は躯体30年～、機器設備7～15年。
処理水質	①水質基準が最大20ppm（BOD）以下。したがって目標水質20ppm以下を100%達成 ②処理方式は微生物処理 ③下水道は合併処理浄化槽より安定した処理が可能。 ④地方公共団体による管理。	①構造基準が最大20ppm（BOD）のため、水質20ppm以下の達成率は83%程度。ただし、近年は高度処理型合併処理浄化槽が普及してきている。 ②処理方式は微生物処理 ③下水道と比較すると処理規模が小さい故に負荷変動に弱く、処理水質は不安定になりやすい。 ④個人設置型は個人による管理、市町村設置型は市町村による管理。
投資効果の迅速性	①集合処理であり、広い地域を対象とすることとなるため、多くの関係者と調整を要し、整備期間は数年から長い場合数十年かかることもある。	①合併処理浄化槽は、基本的に個人が設置するため設置期間は短期間である。

⑤地域環境保全効果との検討

生活排水が公共用水域に与える影響は、河川の自流量や自然浄化能力等によっても左右されるが、処理施設の種類も大きく関係する。

表 4-2-9 に本町における生活排水処理の種類別負荷量を示すが、生活排水処理形態別人口（平成 27 年度実績）では、下水道水洗化人口 63.7 パーセント、合併処理浄化槽人口 4.6 パーセント、単独処理浄化槽人口 30.6 パーセント、非水洗化人口 1.1 パーセントの割合である。それぞれの汚濁負荷量は、下水道人口が約 72 キログラム/日、合併処理浄化槽人口が約 6 キログラム/日、単独処理浄化槽人口が約 279 キログラム/日、非水洗化人口が約 10 キログラム/日となる。

環境負荷を低減させるためには、1人当たりの負荷量が大きい単独処理浄化槽世帯及びし尿汲取り世帯を下水道に接続することや合併処理浄化槽に転換することが望ましい。

表 4-2-9 生活排水処理の種類別の負荷量

	平成27年度人口 (人)	1人あたりの負荷量 (BOD換算、g/人・日)	負荷量計 (BOD換算、kg/日)
下水道人口	18,151 (63.7%)	4	72
合併処理浄化槽人口	1,313 (4.6%)	4	6
単独処理浄化槽人口	8,711 (30.6%)	32	279
非水洗化人口	311 (1.1%)	32	10
合計	28,486	-	367

備考：1人あたりの負荷量は「一般社団法人全国浄化槽団体連合会」資料より

(7) 課題抽出

○公共用水域の環境保全

本町の中央を貫流する葛川をはじめ、その支流である打越川及び田代川と、小田原市との境を流れる中村川、吾妻山の脇を流れる梅沢川とがある。

河川における主な利水は、農業用水であったが現在は利用されていない。

これまで葛川については、葛川サミット*をはじめ、「二宮町環境基本計画」にも同河川への取組みが示されており、生活排水による汚濁負荷の低減策が重点項目となっている。

*葛川流域の中井町、二宮町、大磯町が広域行政の一環として、葛川の清流を復活させることや葛川を活用したまちづくり等についての連携を深めるため、平成14年8月に設置した組織である。

○単独処理浄化槽世帯及びし尿汲取り世帯の下水道への接続の促進

生活排水のうち、生活雑排水を未処理のまま流している単独処理浄化槽及び生し尿を早急に下水道へ接続することが求められている。

○公共下水道整備区域外への対応

下水道エリアの見直しに伴い、公共下水道整備区域外の地域については、汚泥負荷の少ない合併処理浄化槽への切替えを推進することが重要である。し尿及び生活雑排水を処理して河川放流することが求められている。

○し尿処理施設の施設改善策の検討

本町のし尿処理施設は、操業開始から約38年が経過し、施設の老朽化が著しく進行している上に、搬入量及び当初の搬入条件が大きく変化し、し尿役入量及び浄化槽汚泥役入量の混合割合が大きく変ってきた。平成28年3月策定の「し尿処理施設改修基本計画」において、今後のし尿処理施設改善計画として、3つの観点（現状維持で既存施設の延命化を図る案、既存施設をリニューアルする案、下水道放流施設に更新する案）から検討を行い、その結果、下水道放流施設に変更する案が経済性の観点から適しているものと考えられる。

そこで、下水道放流施設において複数の処理方式を抽出し、既存施設を利用した場合について比較検討を行った。今後も引続き、経済性や社会情勢の変化等を勘案し、し尿処理施設の施設改修策を検討していくものとする。

4－3 基本方針

本町における河川への排水対策は必須であり、また、下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備を進めていくことは、本町の河川が全て相模湾にそそいでいることから海水の水質保全に役立つ。

このことを踏まえ、生活排水処理における基本理念を以下のように定める。

公共用水域の水質環境基準の達成と 身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること

生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭等の発生源対策を充実させることが必要である。公共用水域の環境保全の達成と身近な生活環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、生活排水処理における基本方針を以下のように定める。

方針（１）公共下水道整備事業を進めることによる公共下水道接続人口の増加

「二宮町下水道アクションプラン」では、平成 37 年度において公共下水道の既事業区域の未整備区域 66.1 ヘクタールの既成を目指すこととしており、これに基づいて公共下水道整備区域内にある合併処理浄化槽設置家庭、単独処理浄化槽設置家庭やし尿汲取りの家庭には、速やかに下水道への接続を指導し、公共下水道の接続人口を増加させる。

方針（２）公共下水道整備区域外における合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道整備区域外で単独処理浄化槽家庭やし尿汲取りの家庭には、合併処理浄化槽への切替えを推進していく。

方針（３）社会情勢に見合う効率的な施設改修

し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少する中、最適な処理方法について、社会情勢に見合う効率的な施設改修を行う。

4-4 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理主体

今後も引続き本町が主体となり、生活排水処理を推進する。

表 4-4-1 将来の生活排水処理体制

区分	施設	処理主体	運転・管理
収集・運搬 (し尿・浄化槽汚泥)	—	町	民間委託 許可業者
汚水処理	酒匂川流域下水道左岸処理場	県	公益財団法人 神奈川県下水道公社
	二宮町環境衛生センター桜美園 し尿処理場	町	民間委託

(2) 生活排水処理の人口及び処理量見込み

①生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理における人口の予測値については、「二宮町下水道アクションプラン」との整合を図るため、ごみ処理基本計画で採用した人口を基に、処理形態別の人口を目標予測として推計した。

表 4-4-2 生活排水処理形態別人口の目標予測

項目	単位:人		
	H28	H33	H38
計画処理区域内人口	28,399	27,154	25,672
水洗化・生活雑排水処理人口	25,586	25,453	24,095
下水道	25,208	25,218	23,841
合併処理浄化槽	378	235	254
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,504	1,481	1,420
非水洗化人口	309	220	157
生活排水処理率	90.1%	93.7%	93.9%

②し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

処理量については、「二宮町下水道アクションプラン」の予測を目標予測として採用した。浄化槽人口、非水洗化人口（し尿汲取り）の減少とともに、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少する見込みである。

表 4-4-3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の目標予測

項目	単位:kL		
	H28	H33	H38
し尿	292	208	150
浄化槽汚泥	5,052	3,822	2,741
合計	5,344	4,030	2,891

(3) 生活排水処理の目標

生活排水処理率を
平成 38 年度は 93.9 パーセント以上に向上することを目指す。

(4) 将来における生活排水処理フロー

本町のし尿処理施設は、昭和 51 年度に竣工し、すでに耐用年数を超過しているため、順次機器類を更新する等して、施設の使用を続ける必要があるが、処理量の減少も勘案すると、し尿処理施設を改造（簡素化や高度処理等を行わない等）し、下水道への投入施設へ改造する方向で検討している。

下水道への投入を考えた場合は、次のような処理フローとなるが、社会情勢の変化等を見ながら最適な手法を選定する必要がある。

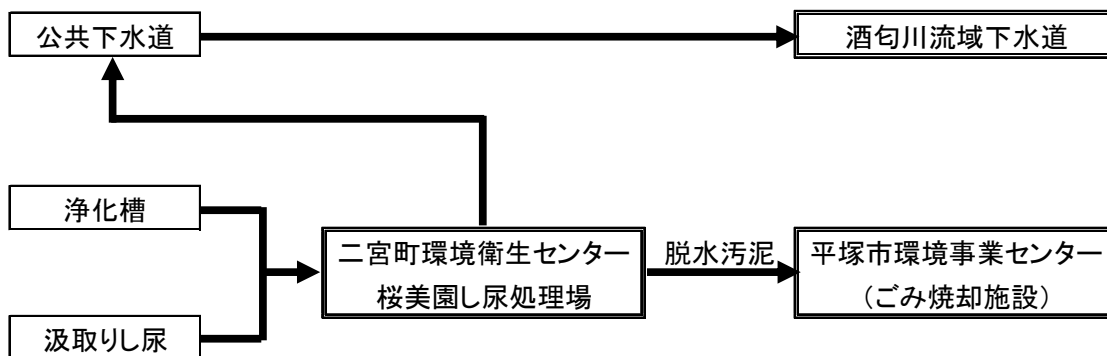


図 4-4-1 将来の生活排水処理フロー

(5) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

①収集・運搬計画

ア. 基本方針

収集・運搬業務は、住民の衛生的で快適な生活環境を維持するうえでなくてはならない重要な行政サービスである。

また、収集・運搬業務は、し尿処理において多くの費用を要する部門である。

したがって、住民の要望を十分に把握し、下水道や浄化槽の普及に伴う収集量の変化を勘案したうえで、効率的な収集体制の整備に努める必要がある。

イ. 収集・運搬体制

下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量は減少する。それに伴い、収集・運搬体制を適宜見直す必要がある。

ウ. 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法は、原則として現状どおりとするが、今後、下水道の普及が進むと考えられることから、収集・運搬業務の効率化を図るため、収集業者に対して、収集車両の適正配置を指導していくものとする。

エ. 収集・運搬の範囲

収集・運搬の範囲は、本町全域とする。

オ. 収集・運搬機材及びその整備計画の概要

下水道整備の進捗に応じ、し尿・浄化槽汚泥の収集量が減少すると考えられることから、本町の定める計画に沿って計画的に必要な車両台数を調整していく必要がある。

したがって、発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集・運搬業務が遂行できる車両台数を確保するよう収集業者に指導していくものとする。

②中間処理計画

ア. 基本方針

本町の生活排水処理の基本的な方向は、下水道処理区域内での接続の普及と、下水道処理区域外での合併処理浄化槽の普及である。

下水道接続率が向上することにより、将来的には、非水洗化人口や単独処理浄化槽人口、合併処理浄化槽人口が減少し、し尿・浄化槽汚泥量も減少していくものと考えられることから、老朽化したし尿処理施設を当面使用する一方、改善策を検討・実施する必要がある。

イ. 中間処理の状況

本町のし尿処理施設は、昭和 51 年度に竣工した施設であるが、処理機能的に問題となるような老朽化は認められていない。しかし、耐用年数を超過しているため、順次機器類を更新する等して、施設の延命化を図る必要がある。

し尿・浄化槽汚泥は、ともに好気性消化・酸化処理・高度処理によって混合処理され、処理水は滅菌後、打越川へ放流されている。図 4-4-2 にし尿処理場の処理フローを示す。

平成 27 年度の 365 日平均の搬入量は、16.4 キロリットル／日で計画処理量（50 キロリットル／日）に対する搬入率は 32.8 パーセント、搬入日数平均の搬入量は、25.2

キロリットル／日で計画処理量（50 キロリットル／日）に対する搬入率は 50.4 パーセントで、減少傾向にある。

一方、浄化槽汚泥混入率は、計画当初（20 パーセント）に比べて 94 パーセント以上と著しく高くなっている。

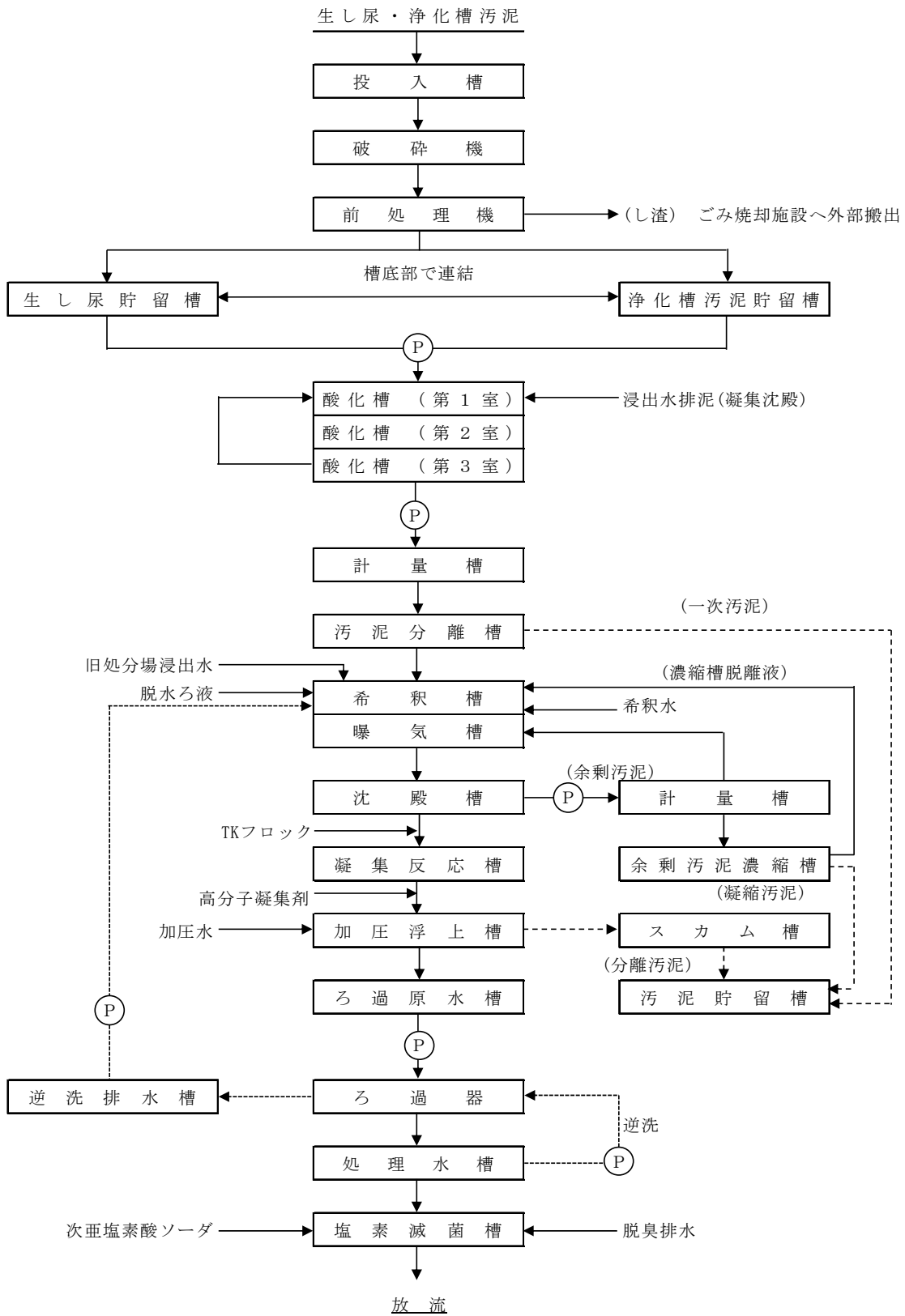


図 4-4-2 し尿処理施設の処理フロー

ウ. 中間処理の方法及び量

中間処理は、収集したし尿及び浄化槽汚泥の全量を適正な処理方法で処理し、放流基準を満足する良好な水質で放流する必要があり、今後も本町全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量を処理していくものとする。

また、将来的には、し尿搬入量が減少することが予測されるため、搬入量に応じた適正な処理を行う。

「生活排水処理の将来予測」において予測した結果に基づく中間処理の量を以下に示す。

表 4-4-4 中間処理量の予測

		H28	H33	H38	
し尿量		kL/年	292	208	150
	1日あたり量	kL/日	0.80	0.57	0.41
浄化槽汚泥量		kL/年	5,052	3,822	2,741
	1日あたり量	kL/日	13.84	10.47	7.51
合計量		kL/年	5,344	4,030	2,891
	1日あたり量	kL/日	14.64	11.04	7.92

③最終処分計画

ア. 基本方針

現在は、脱水汚泥を平塚市環境事業センターで焼却処理しているが、基本的には、今後も焼却処理を継続するものとする。

イ. 最終処分の方法

最終処分の方法は、現状どおりとし、焼却によって減容化を図った後、熔融スラグ等へ資源化する。また、今後も引続き再資源化に関して、脱水汚泥を利用した再生品の需要や処理量の動向を見極めながら対応していくものとする。

(6) し尿処理施設の改修計画（概要）

将来的には、一部のし尿や浄化槽汚泥をし尿処理施設で処理する必要がある。しかし、その量も下水道が普及するにつれ減少すると考えられるため、経済性の観点から現在の処理方法を維持するか現有施設の設備・装置を用いて下水道放流施設として改修するかを比較検討する必要がある。

以下に下水道放流施設の改修案を示す。下水道放流施設には、希釈方式、凝集沈殿処理方式の2方式が考えられる。

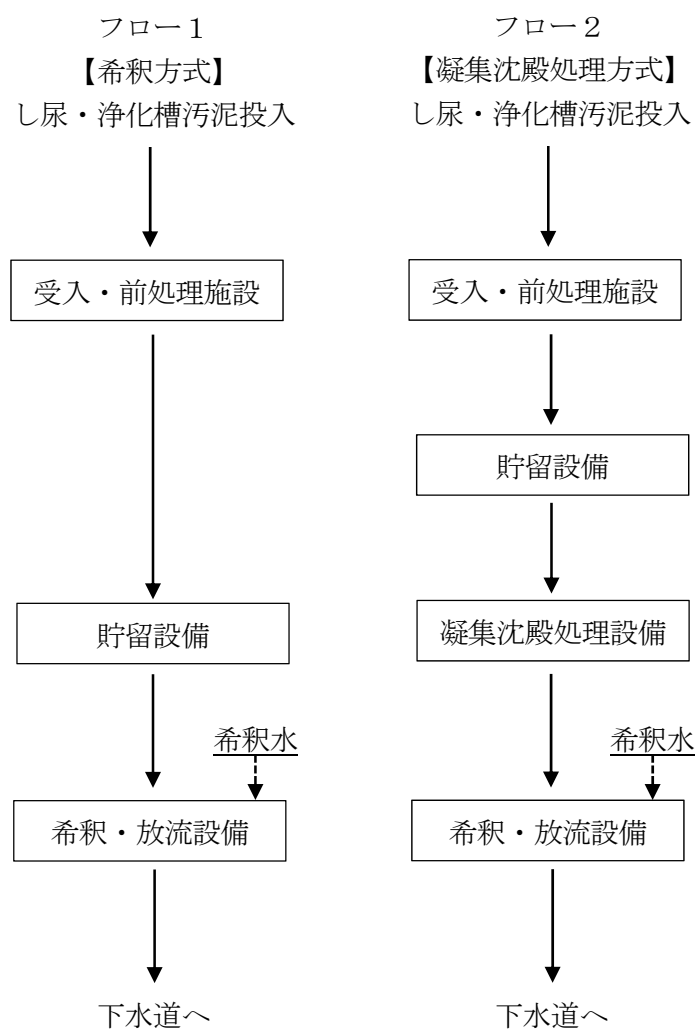


図 4-4-3 下水道放流の方式の比較

この他にも現状維持で既存施設の延命化を図る案、既存施設をリニューアルする案もあるが、し尿処理施設の将来計画は、経済性や社会情勢の変化等を勘案し、今後も引続き検討していくものとする。

(7) その他

①住民に対する広報・啓発活動

生活雑排水による水質汚濁の進行が大きな社会問題となっている今日において、適切な広報・啓発活動を実践していくことにより、地域住民とともに水環境の保全に努めていくことは、行政側の大きな課題である。

本町における生活雑排水に関する広報・啓発活動の活動方針、活動施策を次に示す。

ア. 活動方針

- ・役割分担の明確化を図る。

公共用水域の水質保全を図るためには、住民と行政側が連携を強め、それぞれの役割を果たすことにより、生活雑排水処理を推進していくことが重要であるため、広報・啓発活動により各立場における役割を明確化し、理解を促していくものとする。

それぞれの役割を次に示す。

○家庭の役割

排水口の段階で固形物等の除去に留意する。

洗濯洗剤等の使用量を守る。

食べ残し、油脂等は排水として流さない。

処理施設（浄化槽等）の適切な維持管理を徹底する。

○本町の役割

生活雑排水の処理施設の整備推進を図る。

住民に対し、処理施設（浄化槽等）の適切な維持管理に関して、十分な広報、啓発活動を実施する。

- ・生活雑排水処理に関する情報を積極的に提供する。

生活雑排水による水質汚濁の規制については、法的措置がないのが現状であることから、汚染源である家庭での対策が重要となる。

したがって、十分な情報を収集し、積極的に公開することにより排出者の理解を深め、水質汚濁の負荷軽減を図る。

イ. 活動施策

- ・本町の広報誌やパンフレット等で、生活雑排水に関する問題提起及び啓発活動を実施する。

本町の広報誌やパンフレット等で、広報・啓発活動を実践していくに当たり、一方的な活動ではなく、標語やポスターの公募を行い、住民参加を求めることによる協力体制の構築を検討する。

学校教育の場において、生活雑排水処理に関する教育の推進を図るため、児童向けパンフレット等の作成を検討する。

広報・啓発活動は、その効果が現れるまでの期間がその目的等により様々であるが、きめ細かく繰り返すことにより活動の徹底を図る。

- ・有志住民による学習会等の開催に協力する。

他市町村の生活雑排水対策の取組方法やその効果等を研究する。

本町における河川及び用水路の定期水質検査結果等の報告及びその検討会の実施を検討する。

学習会等の研究結果報告会の構築を検討する。

・生活雑排水に関する住民の意識の変化を把握し、より適切な啓発活動を実践していくためのアンケート調査を検討する。

広報・啓発活動を町から住民への一方的な活動に終わらせず、実りのある活動にしていくため、住民の生活雑排水に関する意識や、個人レベルで実践している生活雑排水対策の現状を調査し、意識の変化を把握するとともに今後の活動の資料とする。

②排水に関する事項

排水に関しては、特に浄化槽の維持管理が重要であるため、広報活動や住民の施設見学等を進めて理解を深めることを推進する。

浄化槽の維持管理は、浄化槽法により、設置者（管理者）に保守・点検を行うことを義務づけている。維持管理の概要を次に示す。

ア．浄化槽の維持管理について

本町においては計画処理区域内人口の4.6パーセントにあたる1,313人（平成27年度実績）が合併処理浄化槽人口となっている。今後、将来的に下水道施設が処理区域内全域に整備されるまでは一時的に合併処理浄化槽の設置もあるため、その維持管理を徹底し、適切な浄化槽の使用を推進していくことは、身近な生活環境の整備及び公共用水域の保全を図るうえで重要な意味を持つものである。

環境省においても、下水道等で処理できない地域に関しては合併処理浄化槽を生活排水対策の柱として位置付けており、交付金制度を創設し積極的に普及に努めている。

しかしながら、浄化槽使用者、浄化槽管理者に対し、浄化槽の構造や浄化槽法について十分理解を得られていない状況もあることから、行政側の徹底した指導と、使用者、管理者の正しい知識と認識が必要である。

したがって、浄化槽清掃業者（許可業者）と浄化槽使用者及び行政の三者における連携を強め、連切な使用・保守点検・清掃及び定期検査を実施していくものとする。

イ．浄化槽の維持管理方法

・浄化槽の保守点検

浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う作業を保守点検という。法で定められている浄化槽の保守点検の必要回数を表4-4-5及び表4-4-6に示す。

なお、単独処理浄化槽については、平成13年4月1日より施行された浄化槽法の改正により浄化槽の定義から削除されたが、既設単独処理浄化槽については経過措置として浄化槽とみなされることから、表4-4-5に示す従来の規制が適用される。

表 4-4-5 既設単独処理浄化槽の保守点検回数

処 理 方 式		20人以下	21～300人以下	301人以上
既設単独処理浄化槽	全 ば っ 気 方 式	3 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以上	1 か月に 1 回以上
	分 離 接 触 ば っ 気 方 式 分 離 ば っ 気 方 式 単 純 ば っ 気 方 式	4 か月に 1 回以上	3 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以上
	散 水 ろ 床 方 式 平 面 酸 化 床 方 式 地 下 砂 ろ 過 方 式	6 か月に 1 回以上		

※数値は、通常の使用状態において最低必要な数値である。

表 4-4-6 合併処理浄化槽の保守点検回数

処 理 方 式		浄 化 槽 の 種 類	期 間
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4 か月に 1 回以上
		処理対象人員が21人以上50人以下	3 か月に 1 回以上
	活 性 汚 泥 方 式	-	1 週に 1 回以上
	回 転 板 接 触 方 式 接 触 ば っ 気 方 式 散 水 ろ 床 方 式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1 週に 1 回以上
		2. スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽(1. に掲げるものを除く)	2 週に 1 回以上
3. 1. 及び2. に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 か月に 1 回以上		

※数値は、通常の使用状態において最低必要な数値である。

・浄化槽の清掃

浄化槽の清掃とは、汚泥の引出し、調整、機器類の洗浄及び掃除等の作業を清掃という。回数は法令で定められている。

表 4-4-7 浄化槽清掃頻度

処理方式	清掃回数
全ばっ気方式浄化槽	年 2 回以上
その他の浄化槽	年 1 回以上

・浄化槽における法定検査

浄化槽の法定検査は2種類のものがあり、1つは、設置後一定期間後に行う検査（7条検査）であり、もうひとつは、年1回行う定期検査（11条検査）である。

検査は知事が指定した検査機関が、予め定められた検査地域において実施する必要がある。

表 4-4-8 浄化槽の法定検査項目

項目	設置後等の水質検査（7条検査）	定期検査（11条検査）
検査の時期	使用開始後3か月を経過してから8か月以内	年1回
外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況 ・設備の稼働状況 ・水の流れ方の状況 ・使用の状況 ・悪臭の発生状況 ・消毒の実施状況 ・蚊、はえ等の発生状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況 ・設備の稼働状況 ・水の流れ方の状況 ・使用の状況 ・悪臭の発生状況 ・消毒の実施状況 ・蚊、はえ等の発生状況 等
水質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（pH） ・溶存酸素量 ・透視度 ・残留塩素濃度 ・活性汚泥沈殿率 ・生物化学的酸素要求量（BOD） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（pH） ・溶存酸素量 ・透視度 ・残留塩素濃度 ・活性汚泥沈殿率
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施	保存されている保守点検と清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施

③地域に関する諸計画との関係

全国の平成24年度末の汚水処理人口普及率が88パーセントを超え、残された地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要がある。一方、既整備地区の増大した汚水処理施設ストックの老朽化対策や改築・更新が求められている。そこで、より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、都道府県構想の一層の見直しを図る必要があることから、汚水処理を所管する3省(国土交通省、農林水産省、環境省)が連携し、「都道府県構想策定マニュアル検討委員会」を設置し、『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル』をとりまとめた。

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想は、市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理^{*}について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために策定する。

都道府県構想は、市町村がそれぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定したうえで、都道府県が市町村と連携して作成し、継続的な進捗管理並びに必要な見直しを行う。このマニュアルは、都道府県及び市町村が都道府県構想を策定(既構想の見直しを含む)する際に適用するとしている。

^{*}運営管理(施設の有効活用、施設の統合・広域化、水質管理、経営計画、組織体制等)。

未整備地区: 汚水処理施設の整備が完了していない地区

既整備地区: 汚水処理施設の整備が完了している地区

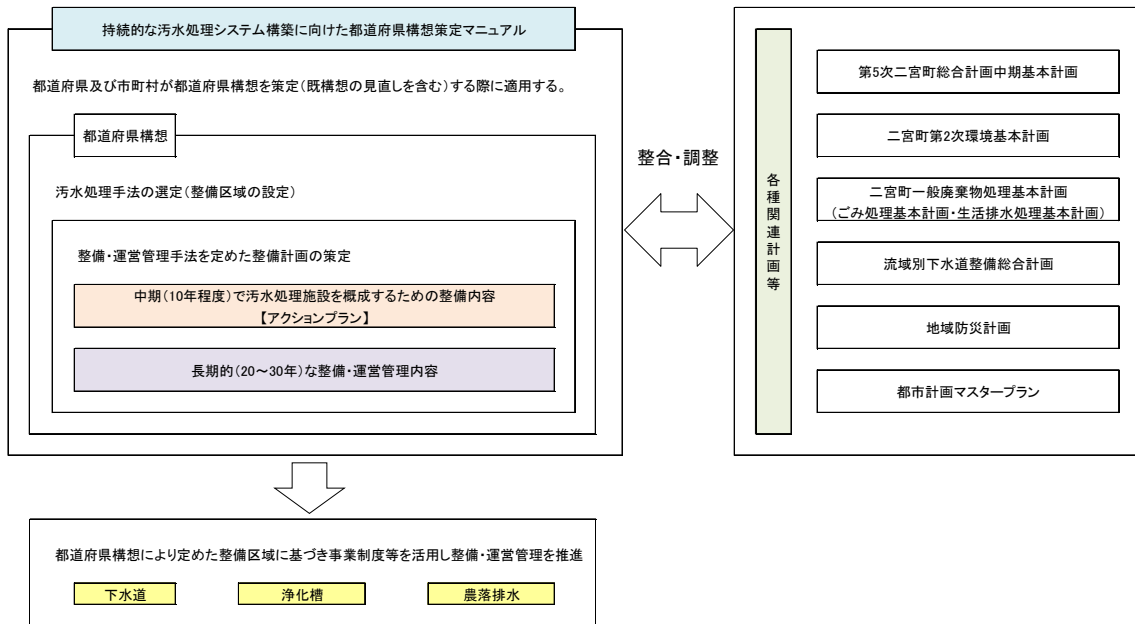


図 4-4-4 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルと各種関連計画等のイメージ

**二宮町一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理編・生活排水処理編)**

平成29年3月

**編集：二宮町 都市部 生活環境課
神奈川県中郡二宮町二宮961
TEL: 0463-71-3311(代) FAX: 0463-73-0134**